

資料編

1 子ども・子育てに関する統計データ

(1) 少子化の状況

① 人口の推移

本市の総人口は減少を続けており、平成21年4月1日現在303,233人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は、平成16年：46,589人（総人口に占める割合：15.3%）から平成21年：44,356人（同：14.6%）と、直近5年間で2,233人の減となっています。一方、老年人口（65歳以上）は平成16年：56,779人（同：18.6%）から平成21年：64,287人（同：21.2%）に増加しています。このように、久留米市においても着実に少子高齢化は進行しています。

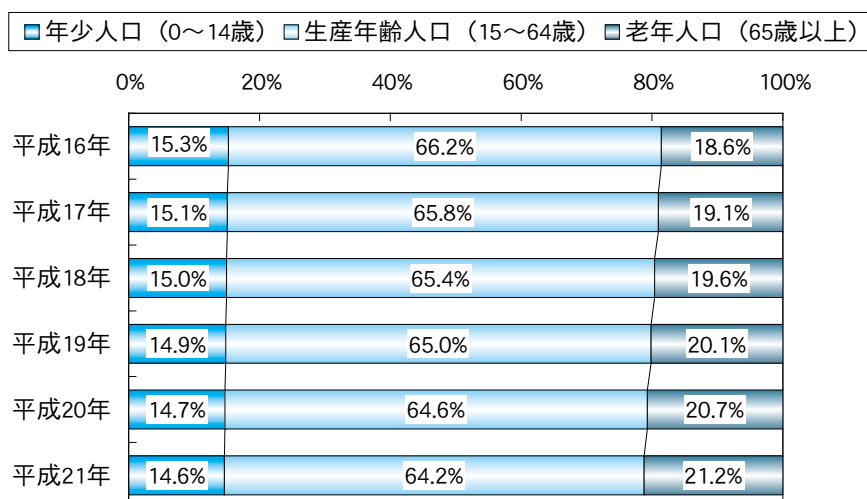
● 人口の推移 ●

（単位：人）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	305,380	305,257	304,989	304,785	303,721	303,233
年少人口 （0～14歳）	46,589 15.3%	46,100 15.1%	45,628 15.0%	45,271 14.9%	44,644 14.7%	44,356 14.6%
生産年齢人口 （15～64歳）	202,012 66.2%	201,005 65.8%	199,530 65.4%	198,102 65.0%	196,169 64.6%	194,590 64.2%
老年人口 （65歳以上）	56,779 18.6%	58,152 19.1%	59,831 19.6%	61,412 20.1%	62,908 20.7%	64,287 21.2%

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

● 年齢3区分別人口構成比の推移 ●

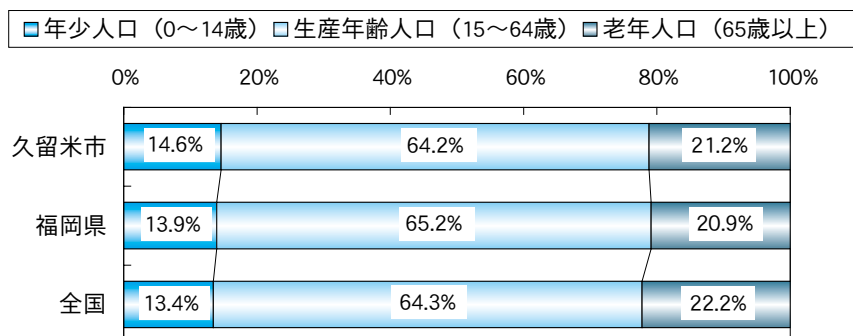


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口構成比の比較

本市の平成21年4月1日現在の人口構成比を福岡県・全国と比較すると、本市の年少人口（0～14歳）は総人口の14.6%を占めており、福岡県（13.9%）や全国（13.4%）をやや上回っているものの、ほぼ同じ構成比となっています。

● 年齢3区分別人口構成比の比較〔久留米市・福岡県・全国〕（平成21年） ●

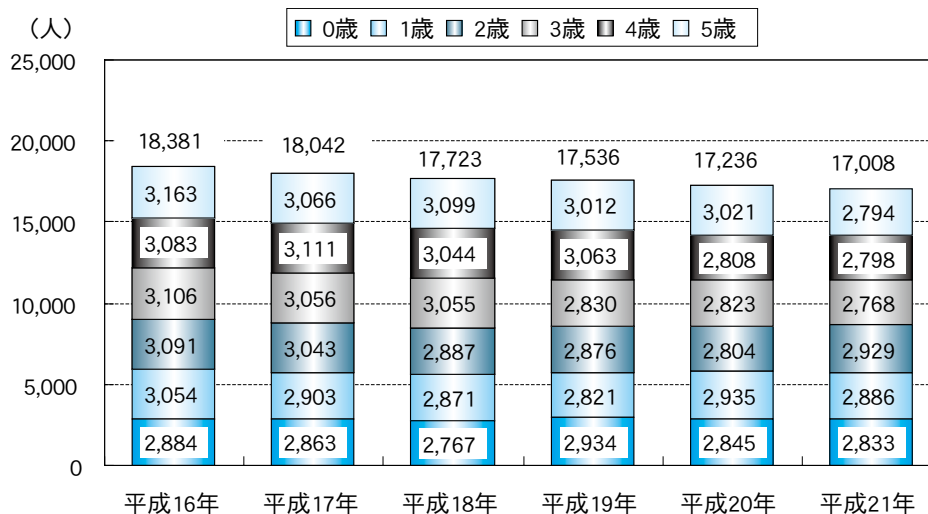


資料：全国-総務省統計局 推計人口（平成21年1月1日現在 確定値）
 福岡県-住民基本台帳人口（平成21年4月1日現在）
 久留米市-住民基本台帳人口（平成21年4月1日現在）

③ 18歳未満人口の推移

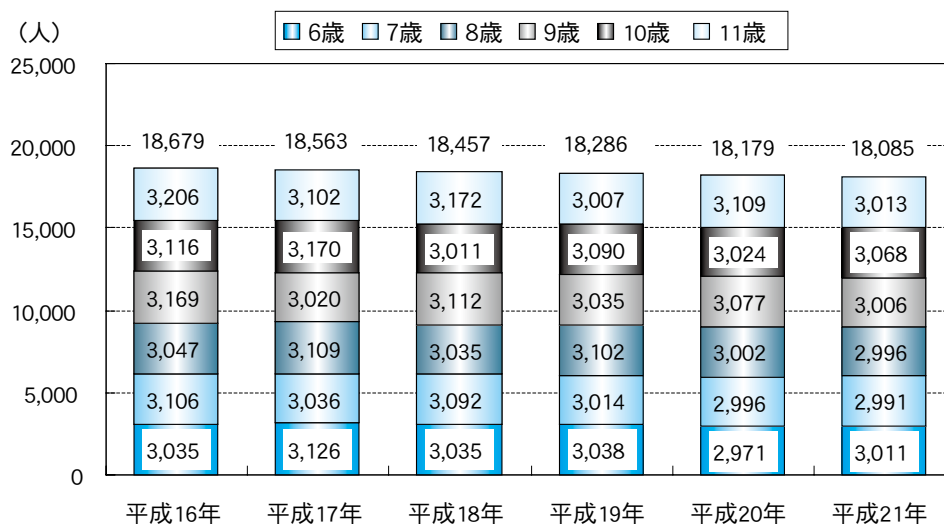
18歳未満人口は0～5歳・6～11歳・12～17歳の全ての年齢階層で、一貫して減少を続けており、平成21年4月1日現在、0～5歳人口は17,008人、6～11歳人口は18,085人、12～17歳人口は18,770人となっています。

● 0～5歳人口の推移 ●



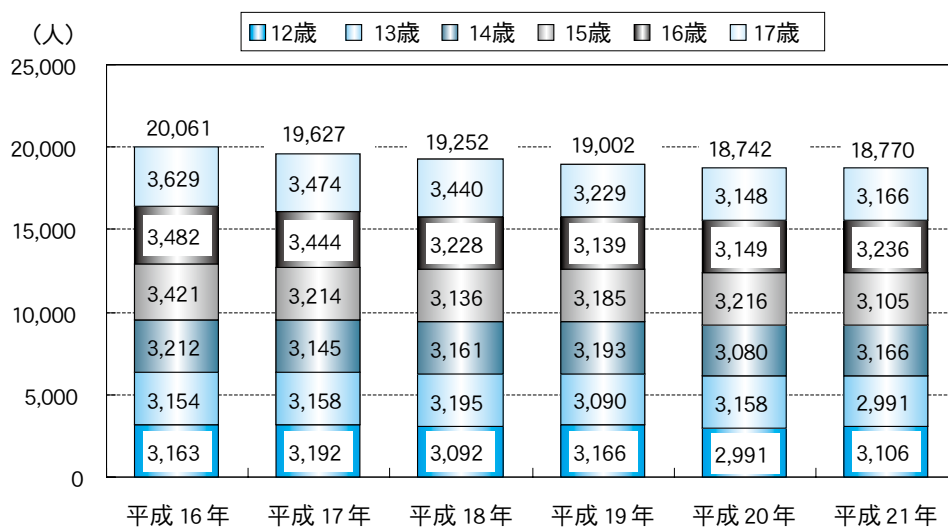
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

● 6～11歳人口の推移 ●



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

● 12～17歳人口の推移 ●



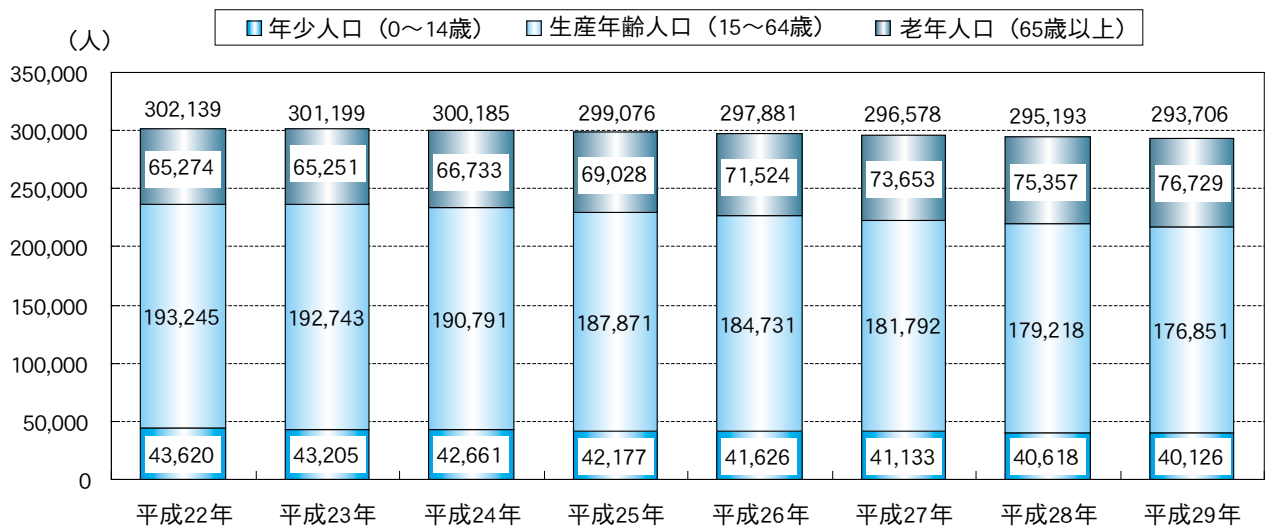
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

④ 将来人口推計

総人口の将来推計結果をみると、本市は今後も人口減少・少子高齢化が進行し、後期計画最終年度（平成26年度）には、総人口は297,881人となる見込みです。

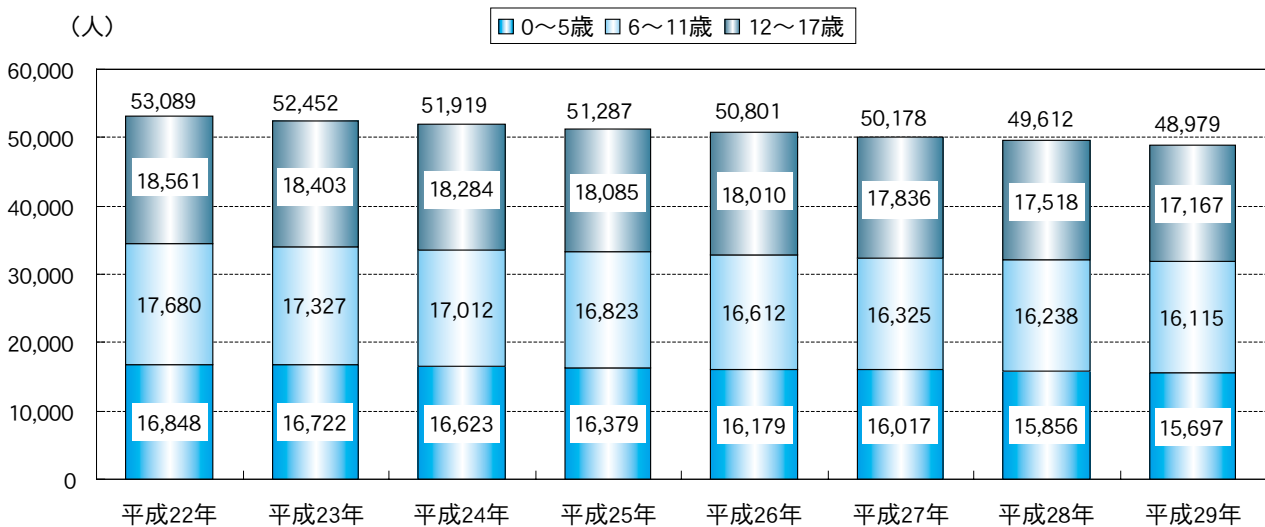
また、計画最終年度（平成26年度）の18歳未満の将来推計人口は50,801人であり、0～5歳・6～11歳・12～17歳のいずれにおいても、更に減少を続ける見込みです。

● 総人口の将来推計 ●



資料：平成16～20年住民基本台帳人口（各年4月1日現在）をもとにコーホート変化率法により推計。

● 18歳未満人口の将来推計 ●



資料：平成16～20年住民基本台帳人口（各年4月1日現在）をもとにコーホート変化率法により推計。

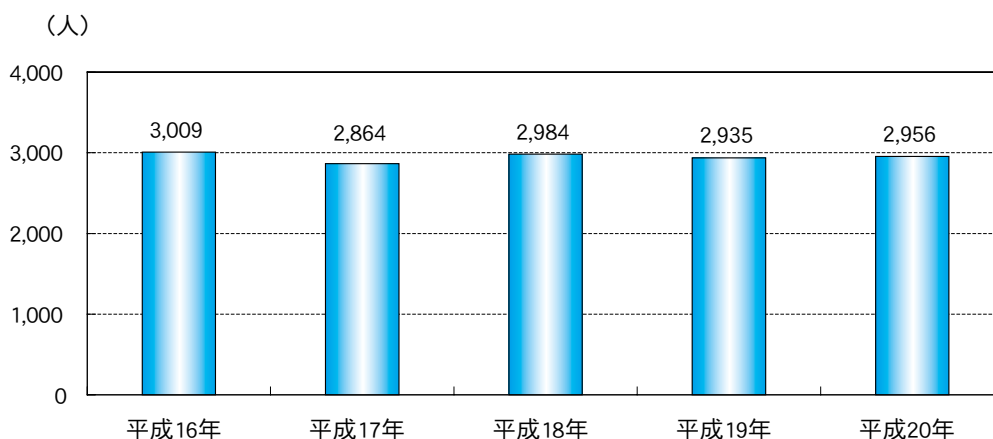
(2) 出生の状況

① 出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成16年の3,009人から翌年の平成17年に2,800人台に減少しましたが、平成18年以降は2,900人台で推移しています。

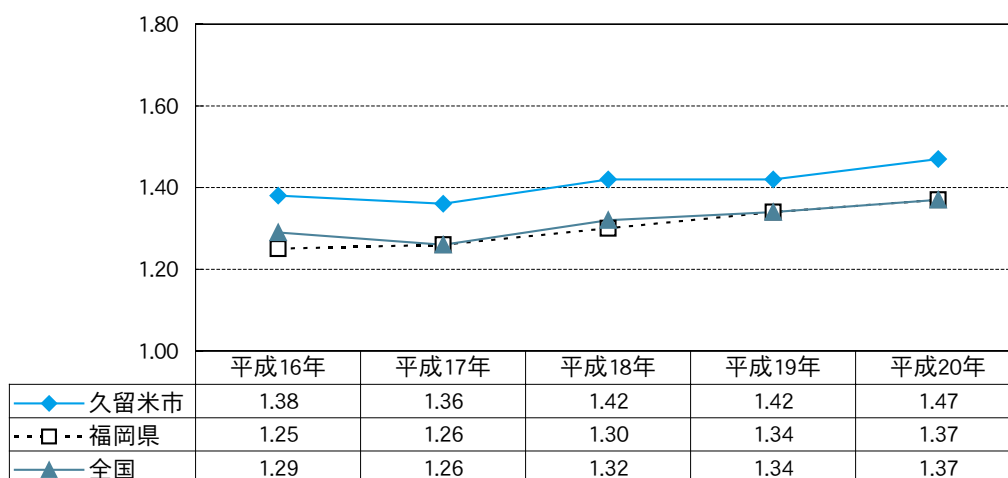
また、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、本市・福岡県・全国のいずれにおいても緩やかに増加しています。また、本市は、福岡県・全国に比べてやや高い水準で推移しており、平成20年では1.47となっているものの、人口を維持するのに必要な水準の2.08には及びません。

● 出生数の推移 ●



資料：人口動態統計

● 合計特殊出生率の推移 ●



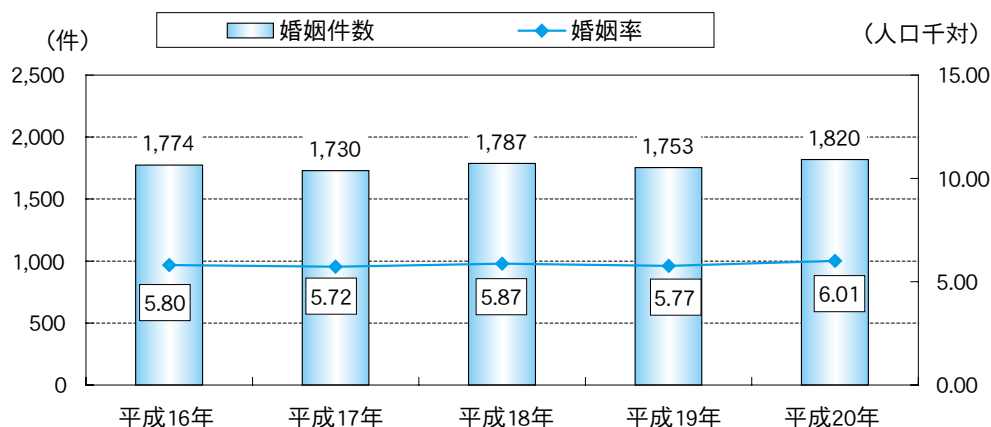
資料：全国・福岡県-人口動態統計、久留米市-各年版県保健統計年報を元に算出

(3) 婚姻の状況

① 婚姻件数と婚姻率の推移

本市の婚姻件数は、年間1,700～1,800件前後で推移しており、平成20年では1,820件となっています。また、婚姻率は、福岡県・全国とほぼ同率の6.0前後で推移しています。

● 婚姻件数・婚姻率（人口千対）の推移 ●

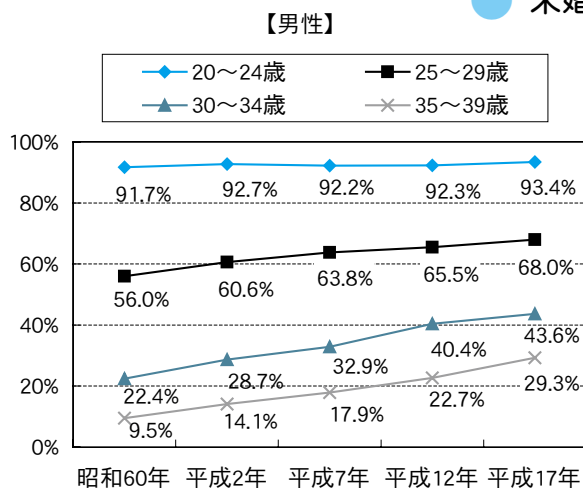


資料：人口動態統計

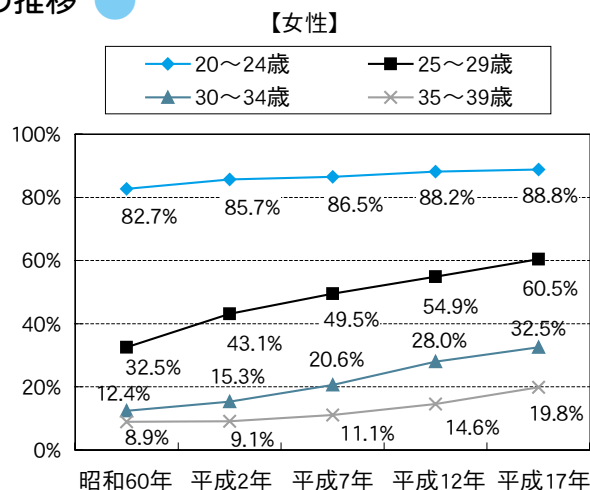
② 未婚率の推移

性・年齢別に未婚率をみると、男女とも、また20・30代の全ての年齢階層で未婚率は上昇しており、特に、男性の30代、女性の20代後半～30代前半で顕著です。

● 未婚率の推移 ●



資料：国勢調査



● 未婚率の比較〔久留米市・福岡県・全国〕（平成17年） ●

（単位：人）

	男 性					女 性				
	久留米市			福岡県 未婚率	全国 未婚率	久留米市			福岡県 未婚率	全国 未婚率
	総数	未婚数	未婚率			総数	未婚数	未婚率		
20～24歳	10,260	9,585	93.4%	93.3%	93.4%	9,840	8,738	88.8%	89.6%	88.7%
25～29歳	9,712	6,603	68.0%	70.5%	71.4%	10,628	6,426	60.5%	62.3%	59.0%
30～34歳	10,803	4,714	43.6%	45.3%	47.1%	11,330	3,687	32.5%	34.9%	32.0%
35～39歳	9,345	2,737	29.3%	28.1%	30.0%	10,061	1,995	19.8%	20.5%	18.4%

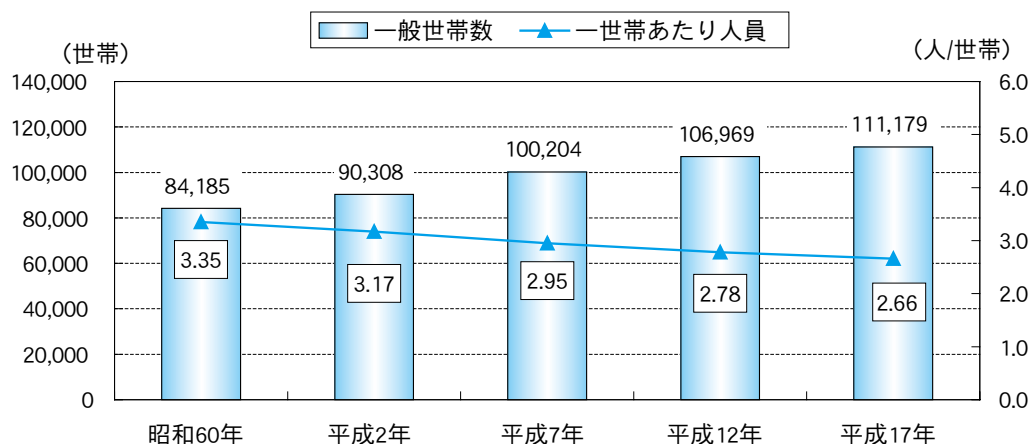
資料：国勢調査（平成17年）

(4) 子育て家庭の状況

① 世帯数及び一世帯あたり人員の推移

国勢調査による世帯数の推移をみると、本市の世帯数は一貫して増加しているものの、一世帯あたり人員は減少を続けており、平成17年では一般世帯数：111,179世帯、一世帯あたり人員：2.66人と、世帯の核家族化が進行しています。

世帯数及び一世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

② 子どもがいる世帯数の推移

一般世帯数は増加している一方、子どもがいる世帯数は減少しており、平成17年では6歳未満がいる世帯：13,197世帯（一般世帯に占める割合：11.9%）、18歳未満がいる世帯：30,981世帯（同：27.9%）となっています。

また、子どもがいる世帯の中で、親と子のみの核家族世帯の割合は一貫して上昇しており、平成17年では、子育て家庭の8割弱が核家族世帯となっています。

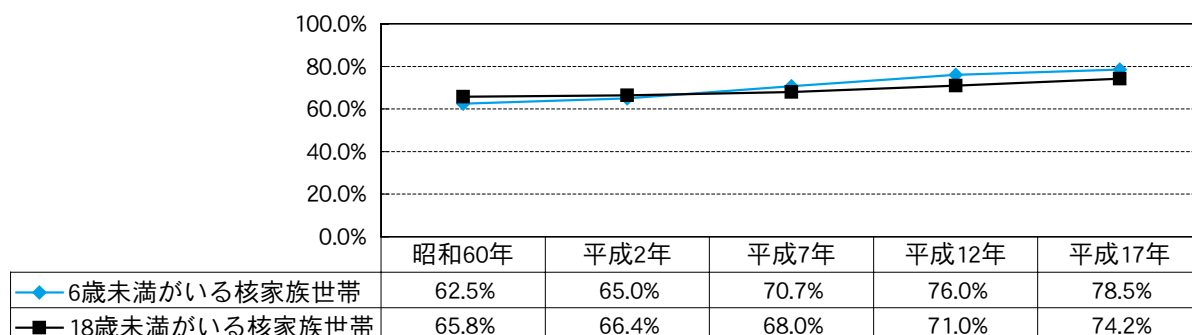
子どもがいる世帯数の推移

(単位：世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯数	84,185	90,308	100,204	106,969	111,179
6歳未満がいる世帯	16,876	14,617	13,980	13,692	13,197
一般世帯に占める割合	20.0%	16.2%	14.0%	12.8%	11.9%
18歳未満がいる世帯	40,874	37,732	35,300	32,873	30,981
一般世帯に占める割合	48.6%	41.8%	35.2%	30.7%	27.9%

資料：国勢調査

● 子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合 ●



資料：国勢調査

③ ひとり親家庭の状況

一般世帯数に占めるひとり親家庭の割合は、平成17年現在、母子家庭世帯：2.2%、父子家庭世帯：0.2%と、福岡県とほぼ同率となっています。また、母子家庭世帯については、全国の割合をやや上回っています。

● ひとり親家庭の状況（平成17年） ●

(単位：世帯)

	一般世帯数	母子家庭世帯		父子家庭世帯	
		実数	構成比	実数	構成比
久留米市	111,179	2,479	2.2%	211	0.2%
福岡県	1,984,662	38,806	2.0%	3,957	0.2%
全国	49,062,530	749,048	1.5%	92,285	0.2%

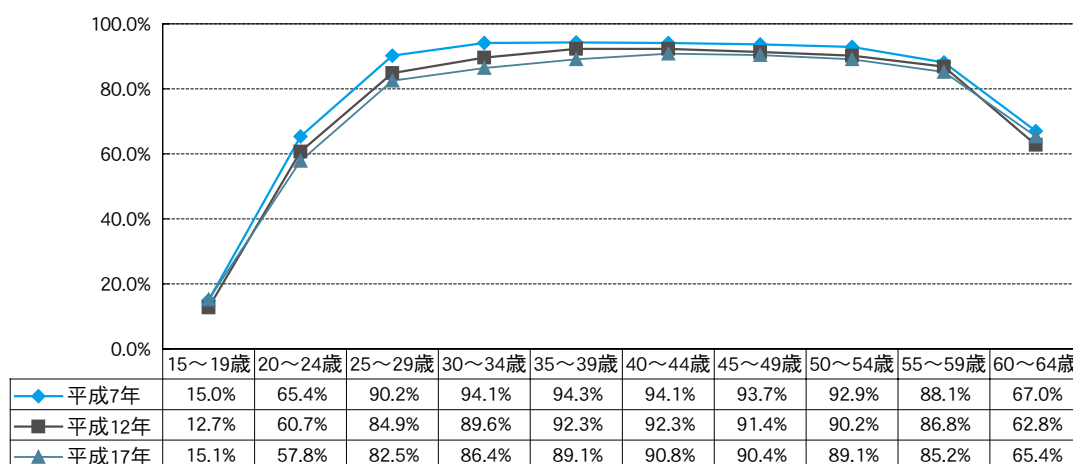
資料：国勢調査（平成17年）

(5) 就業の状況

① 男性の就業率

男性の就業率は、20代後半～50代後半にかけて8～9割の水準にありますが、年次別の推移をみると、各年齢階層において就業率が下がっています。

● 男性の就業率の推移 ●

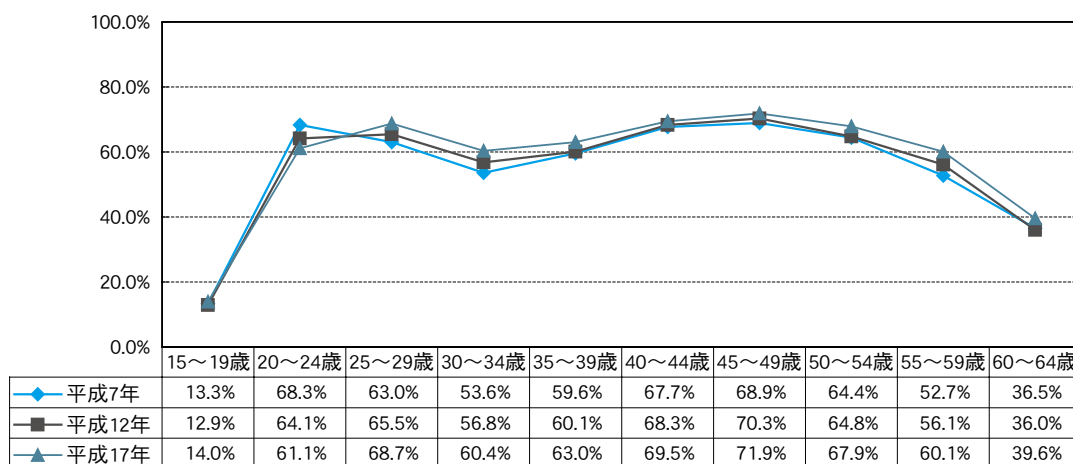


資料：国勢調査

② 女性の就業率

女性の年齢別就業率をみると、30代で就業率がやや低下しており、30代の女性では結婚や出産をきっかけにした離職が多いことがわかります。また、女性の年次別の就業率は、10代後半・20代前半を除き一貫して上昇しています。

● 女性の就業率の推移 ●



資料：国勢調査

(6) 保育所や幼稚園、小・中学校等の状況

① 認可保育所の状況

平成21年現在、久留米市には66園の認可保育所（公立：15園、私立：51園）があります。また、同年4月1日現在では6,760人（公立：1,380人、私立：5,380人）が入所しており、0～5歳人口の39.7%が認可保育所を利用しています。

また、定員に対する入所者の割合（入所率）は、平成17年以降95%程度で推移しています。

● 認可保育所の状況 ●

(単位：人、園)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入所対象児童数（0-5歳）【A】	18,042	17,723	17,536	17,236	17,008
認可保育所数	66	66	66	66	66
公立	20	19	17	16	15
私立	46	47	49	50	51
定員【B】	6,950	7,060	7,110	7,105	7,180
入所児童数（4月1日現在）【C】	6,643	6,732	6,742	6,700	6,760
公立	1,864	1,827	1,568	1,483	1,380
私立	4,779	4,905	5,174	5,217	5,380
入所率【C／B】	95.6%	95.4%	94.8%	94.3%	94.2%
利用率【C／A】	36.8%	38.0%	38.4%	38.9%	39.7%

資料：保健福祉事業概要、保育所月報

② 幼稚園の状況

平成21年現在、久留米市には30園の私立幼稚園があり、公立幼稚園はありません。

同年5月1日現在では3,612人が入園しており、3～5歳人口の43.2%が幼稚園を利用しています。

また、定員に対する入園者の割合（入園率）は減少しており、平成21年では64.4%となっています。

● 幼稚園の状況 ●

(単位：人、園)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入園対象児童数（3-5歳）【A】	9,198	8,905	8,652	8,360
幼稚園数	30	30	30	30
公立	0	0	0	0
私立	30	30	30	30
定員【B】	5,550	5,555	5,555	5,605
在園児童数（5月1日現在）【C】	4,208	3,959	3,845	3,612
公立	0	0	0	0
私立	4,208	3,959	3,845	3,612
入園率【C／B】	75.8%	71.3%	69.2%	64.4%
利用率【C／A】	45.7%	44.5%	44.4%	43.2%

資料：保健福祉事業概要、学校基本調査

③ 小学校・中学校の状況

平成21年現在、久留米市立小学校は46校あり、647学級（うち特別支援学級：68学級）で、17,578人の児童が通学しています。

また、久留米市立中学校は17校あり、260学級（うち特別支援学級：31学級）で、8,411人の生徒が通学しています。

● 小学校・中学校の状況 ●

（単位：人、学級）

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校 (46校)	学級数	646	642	637	646	647
	特別支援学級	51	51	57	68	68
	児童数	18,069	17,967	17,753	17,673	17,578
中学校 (17校)	学級数	258	256	259	254	260
	特別支援学級	24	24	26	26	31
	生徒数	8,552	8,486	8,542	8,353	8,411

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

④ 放課後児童クラブの状況

平成21年5月1日現在、久留米市には49の放課後児童クラブがあります。また、1～3年生全児童の30.1%（2,633人）が登録しており、登録児童数及び利用率は増加を続けています。

● 放課後児童クラブの状況 ●

（単位：人、カ所）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入所対象児童数（1-3年生）【A】	9,018	8,893	8,858	8,730	8,754
放課後児童クラブ数	42	42	44	48	49
登録児童数（1-3年生）【B】	2,350	2,383	2,530	2,568	2,633
利用率【B／A】	26.1%	26.8%	28.6%	29.4%	30.1%

資料：久留米市学童保育所連合会及び各校区運営委員会（総合支所管内、平成20年まで）データ（各年5月1日現在）

(7) 青少年の問題や虐待等に関する状況

① いじめや不登校の状況

福岡県内でのいじめ認知件数（発生件数）は、いじめの定義が見直された平成18年度では2,000人を超えていたものの、その後は減少し、平成20年度では639件となっています。

久留米市内の不登校児童生徒数は、小学校・中学校を合わせると、平成17年度以降、300人を超えて推移しており、平成19年度は409人となりました。また、不登校児童生徒の出現率（全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合）は、全国、福岡県より高い水準となっています。

本市の不登校対策事業である適応指導教室（らるご久留米）においては、年間20～50人程度の児童生徒を受け入れています。

福岡県内のいじめ認知件数（発生件数）の推移

（単位：件）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	51	30	665	284	168
中学校	150	110	1,092	460	328
高等学校	13	18	255	197	142
特別支援学級	12	2	7	4	1
合 計	226	160	2,019	945	639

資料：文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状について」（各年度版）

（注）平成18年度より「いじめ」の定義を見直すとともに、発生件数を認知件数に。

久留米市内の不登校児童生徒数の推移

（単位：人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	44	58	61	80	40
中学校	249	300	314	329	286
合 計	293	358	375	409	326

資料：文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状について」（各年度版）

小・中学校における不登校児童生徒の出現率の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
久留米市	1.23%	1.34%	1.41%	1.56%	1.25%
福岡県	1.07%	1.12%	1.16%	1.16%	1.17%
全国	1.14%	1.13%	1.18%	1.20%	1.18%

資料：文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状について」（各年度版）

適応指導教室（らるご久留米）受入児童生徒数の推移

（単位：人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	8	3	3	1	3
中学校	27	50	49	21	21
合 計	35	53	52	22	24

資料：市青少年育成課調べ（各年度3月現在在籍児童・生徒数）

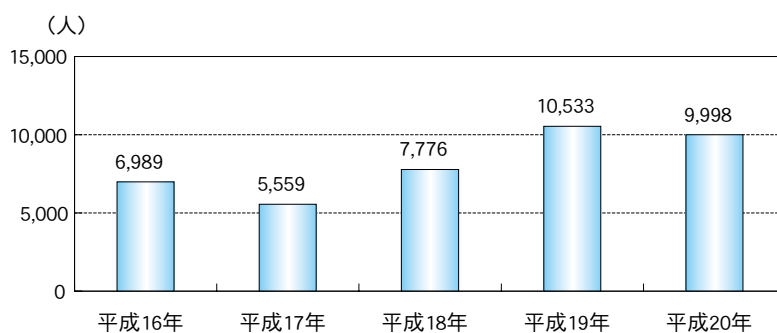
（注）久留米市外からの受入数含む

② 少年非行の状況

久留米市管内4警察署（久留米警察・小郡警察・うきは警察・城島警察）及び市青少年育成課での非行少年等に対する補導・指導状況をみると、補導・指導した少年の人数は、平成19・20年の直近2年間で、それぞれ10,000人前後と増加しています。学職別にみると、中学生や高校生、無職少年が多く、特に中学生の増加が顕著です。行為別にみると、喫煙や深夜徘徊が多くなっています。

また、久留米市管内4警察署での刑法犯少年の検挙補導数は、平成17年以降、500～600人前後で推移しており、なかでも窃盗犯が多くなっています。

● 久留米市域での補導・指導状況の推移 ●



資料：福岡県警察本部、市青少年育成課調べ

● 久留米市域での補導・指導状況（学職別）の推移 ●

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
小学生	29	24	25	30	21
中学生	1,258	955	1,537	2,779	3,303
高校生	3,053	2,747	3,757	4,232	3,715
有職少年	512	449	644	952	757
無職少年	2,111	1,309	1,686	2,485	2,157
大学生その他	26	75	127	55	45
合 計	6,989	5,559	7,776	10,533	9,998

資料：福岡県警察本部、市青少年育成課調べ

● 久留米市域での補導・指導状況（行為別）の推移 ●

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
喫煙	2,879	1,966	2,694	3,932	3,803
深夜徘徊	3,315	2,991	4,301	5,576	4,975
怠学	150	70	77	339	405
薬物乱用	120	36	17	10	0
不良交友	257	194	227	308	514
飲酒	92	73	102	116	95
その他	176	229	358	252	206
合 計	6,989	5,559	7,776	10,533	9,998

資料：福岡県警察本部、市青少年育成課調べ

● 久留米市域での刑法犯少年の検挙補導状況の推移 ●

(単位：人)

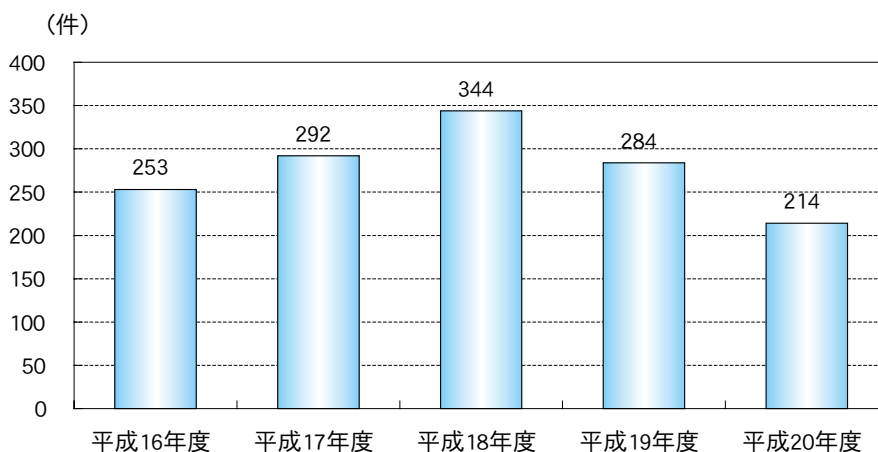
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
凶悪犯	2	4	3	1	5
粗暴犯	43	45	37	45	44
窃盗犯	337	247	239	228	241
知能犯	8	4	0	0	12
風俗犯	1	2	0	4	1
その他	460	251	250	367	230
合 計	851	553	529	645	533

資料：福岡県警察本部調べ

③ 児童虐待の相談件数

久留米児童相談所及び市家庭子ども相談課に寄せられる児童虐待に関する相談は、平成20年度は214件でしたが、平成18年度は344件の相談が寄せられました。

● 児童相談所及び市家庭子ども相談課における児童虐待相談受付件数の推移 ●



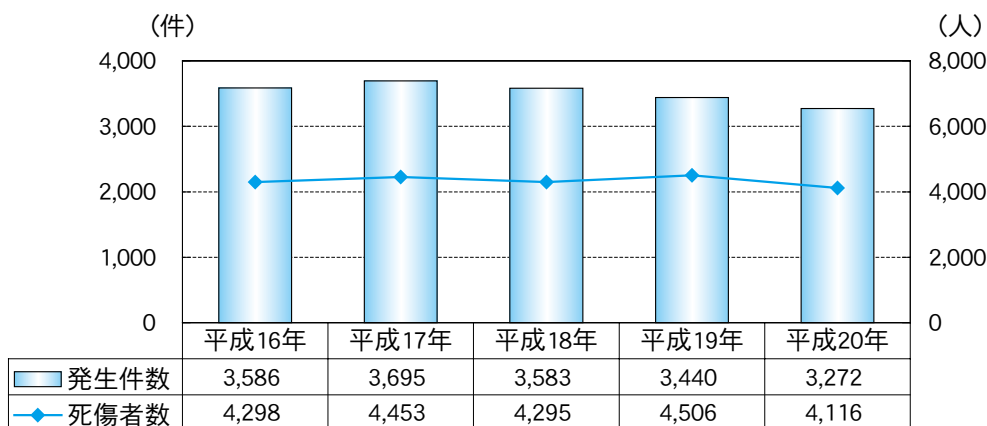
資料：久留米児童相談所、市家庭子ども相談課調べ

(8) 交通事故発生の状況

① 交通事故の発生件数・死傷者数

平成20年の久留米市における交通事故の発生件数は3,272件、死傷者数は4,116人であり、依然として多い状況です。

● 久留米市における交通事故の発生件数・死傷者数 ●



資料：交通年鑑

2 次世代育成支援に関するニーズ調査結果

平成20年12月～平成21年1月に実施した、「久留米市次世代育成支援に関するニーズ調査」の主な調査結果は以下のとおりです。

調査設計及び回収結果

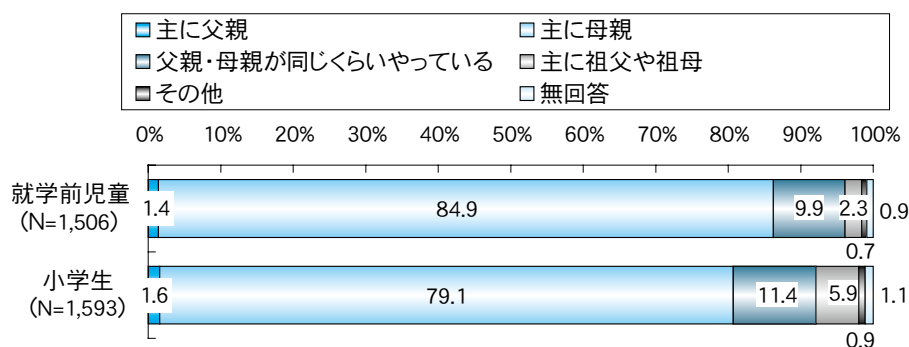
	就学前児童 保護者用調査	小学生 保護者用調査	一般市民用 調査
調査対象	就学前児童を 養育する保護者	小学生を 養育する保護者	20～69歳の市民
対象抽出方法	住民基本台帳による 層化無作為抽出	住民基本台帳による 層化無作為抽出	住民基本台帳による 層化無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収	郵送配布－郵送回収	郵送配布－郵送回収
標本数	2,500人	2,500人	2,000人
有効回収数 (有効回収率)	1,506人 (60.2%)	1,593人 (63.7%)	902人 (45.1%)
調査期間	平成20年12月5日～平成21年1月6日		

(1) 主な保育者

① 主な保育者

子どもの身の回りの世話を主にしている人（主な保育者）は、就学前児童・小学生ともに「主に母親」（就学前児童：84.9%、小学生：79.1%）が8割前後を占めており、「父親・母親が同じくらいやっている」はそれぞれ1割前後（就学前児童：9.9%、小学生：11.4%）となっています。

主な保育者



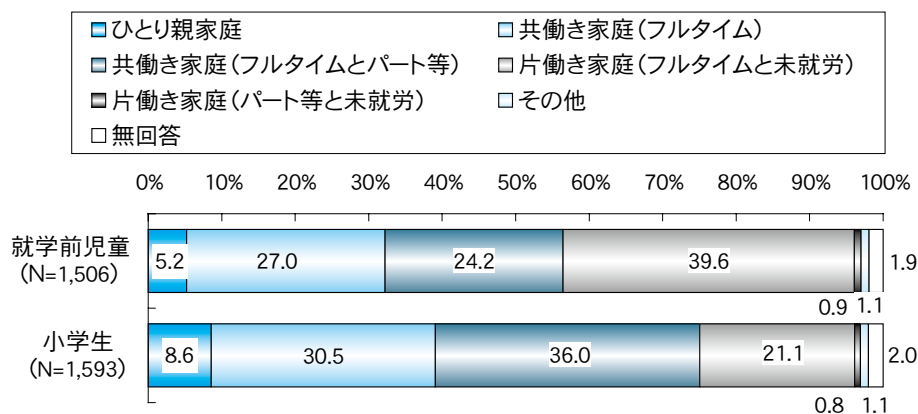
(注) 図表中等の「就学前児童」とは就学前児童保護者用調査結果、「小学生」とは小学生保護者用調査結果、「一般市民」とは20～69歳の市民用調査結果を表す（以下、同じ）。

(2) 保護者の就労状況

① 保護者の就労状況

父親・母親の就労状況別に家庭類型を整理すると、就学前児童では「片働き家庭（フルタイムと未就労）」が最も多く、4割（39.6%）を占めています。また、小学生では「共働き家庭（フルタイムとパート等）」（36.0%）が最も多く、次いで「共働き家庭（フルタイム）」（30.5%）となっており、これらをあわせると共働き家庭が6割を超えています。

保護者の就労状況別家庭類型

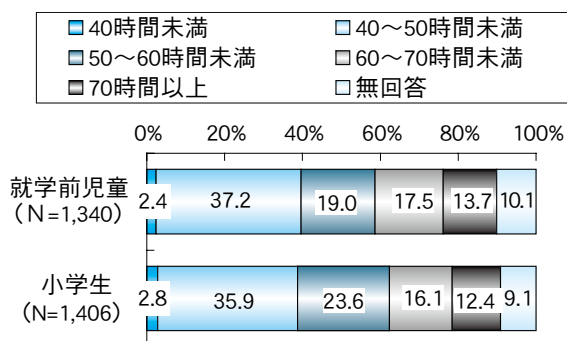


② フルタイム就労者の1週あたり就労時間

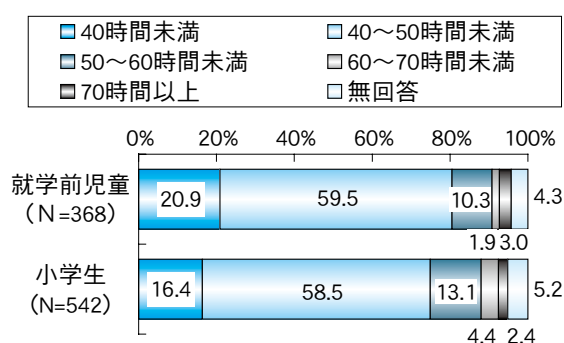
フルタイムで就労している保護者の1週あたり就労時間をみると、就学前児童・小学生ともに、父親では「40～50時間未満」（就学前児童：37.2%、小学生：35.9%）が最も多いものの、60時間以上働いている人も3割程度います（就学前児童：31.2%、小学生：28.5%）。

母親は、父親に比べて、就労時間が短い人の割合が高く、就学前児童・小学生ともに「40～50時間未満」（就学前児童：59.5%、小学生：58.5%）が6割を占めて最も多くなっています。

父親の1週あたり就労時間



母親の1週あたり就労時間

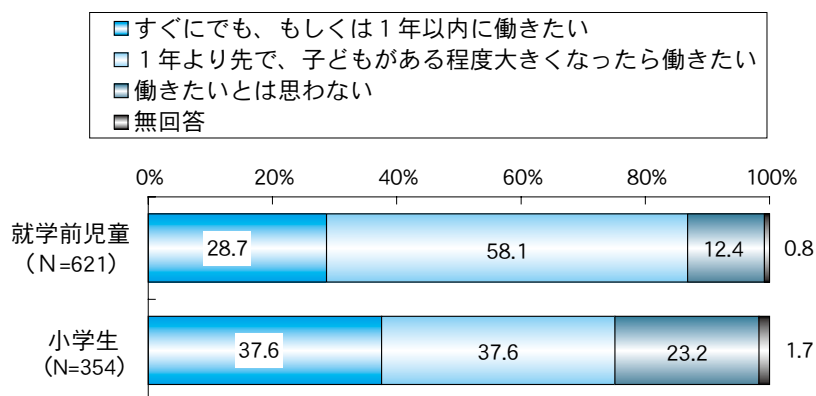


③ 母親（未就労者）の就労意向

就労していない母親の今後の就労意向については、就学前児童では「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら働きたい」（58.1%）が最も多く、6割弱を占めています。小学生になると「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら働きたい」との回答は4割弱（37.6%）に留まり、就学前児童に比べ「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が高くなっています（37.6%）。また、「働きたいとは思わない」の割合も2割強（23.2%）と高くなっています。

「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら働きたい」をあわせた就労意向のある母親は、就学前児童の母親で86.8%、小学生の母親で75.2%となっており、就労していない母親の多くは、今後就労したいと考えていることがわかります。

● 母親（未就労者）の就労意向 ●

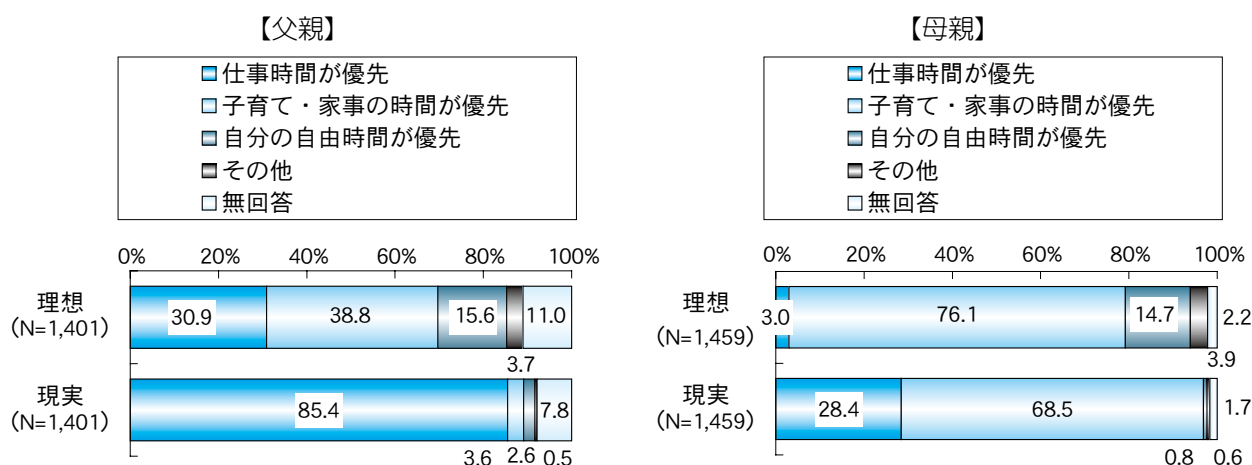


④ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の状況

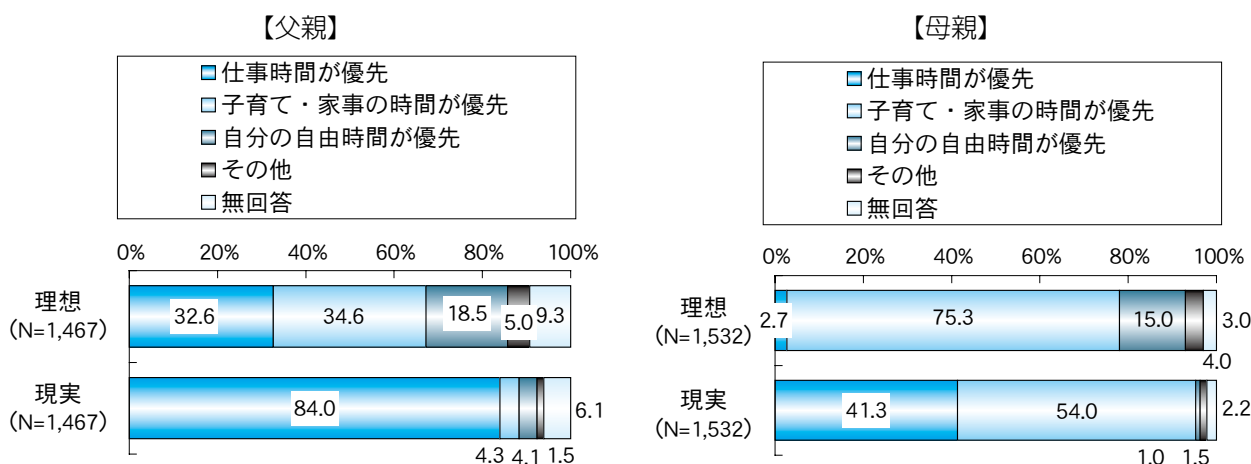
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理想と現実については、就学前児童・小学生の保護者ともに、父親の理想は「子育て・家事の時間が優先」（就学前児童：38.8%、小学生：34.6%）が最も多くなっていますが、現実には「仕事時間が優先」（就学前児童：85.4%、小学生：84.0%）が8割を超えて最も多くなっています。

一方、母親では理想・現実ともに「子育て・家事の時間が優先」が過半数を占めて最も多く（就学前児童／理想：76.1%、現実：68.5%、小学生／理想：75.3%、現実：54.0%）、父親に比べて理想と現実の差は小さくなっています。ただし、「仕事時間が優先」については、理想は3%程度（就学前児童：3.0%、小学生：2.7%）にすぎませんが、現実では3～4割程度（就学前児童：28.4%、小学生：41.3%）が仕事時間優先になっており、この割合は就学前児童に比べ、小学生でより高くなっています。

● 就学前児童保護者のワーク・ライフ・バランス ●



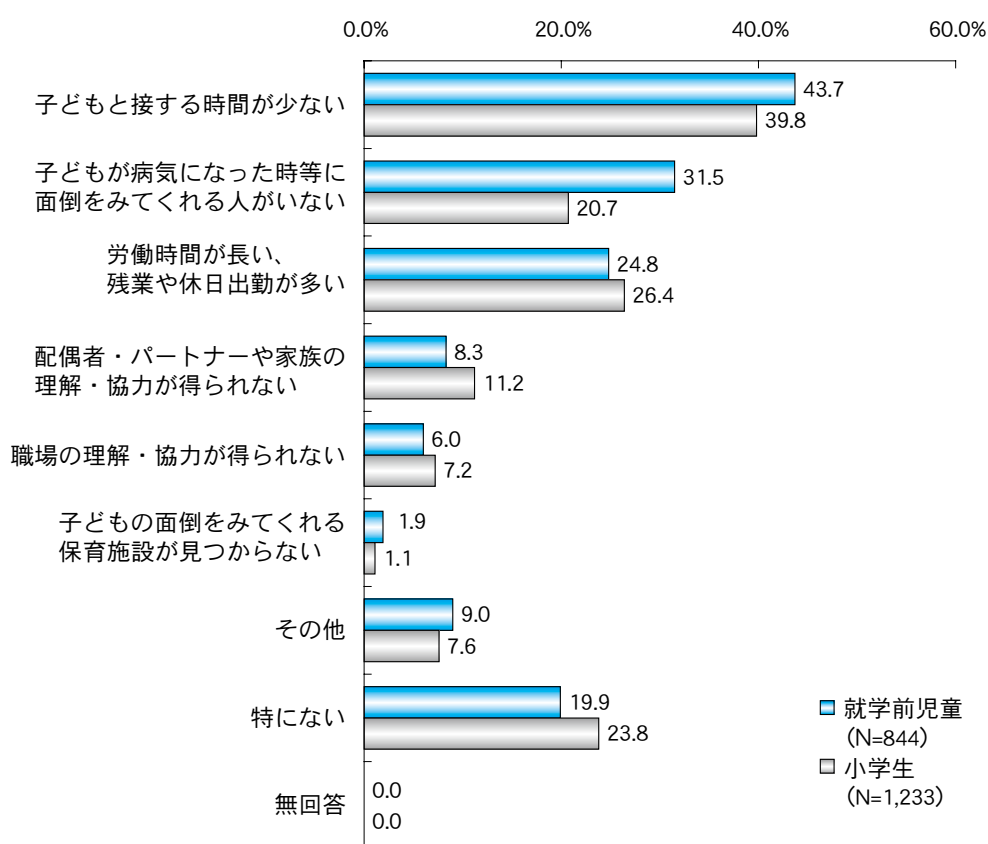
● 小学生保護者のワーク・ライフ・バランス ●



⑤ 子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じること

子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じることは、就学前児童・小学生ともに「子どもと接する時間が少ない」（就学前児童：43.7%、小学生：39.8%）が最も多くなっています。また、これに次いで、就学前児童では「子どもが病気になった時等に面倒をみってくれる人がいない」（31.5%）、小学生では「労働時間が長い、残業や休日出勤が多い」（26.4%）となっています。

● 子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じること ● （複数回答 2 つまで）

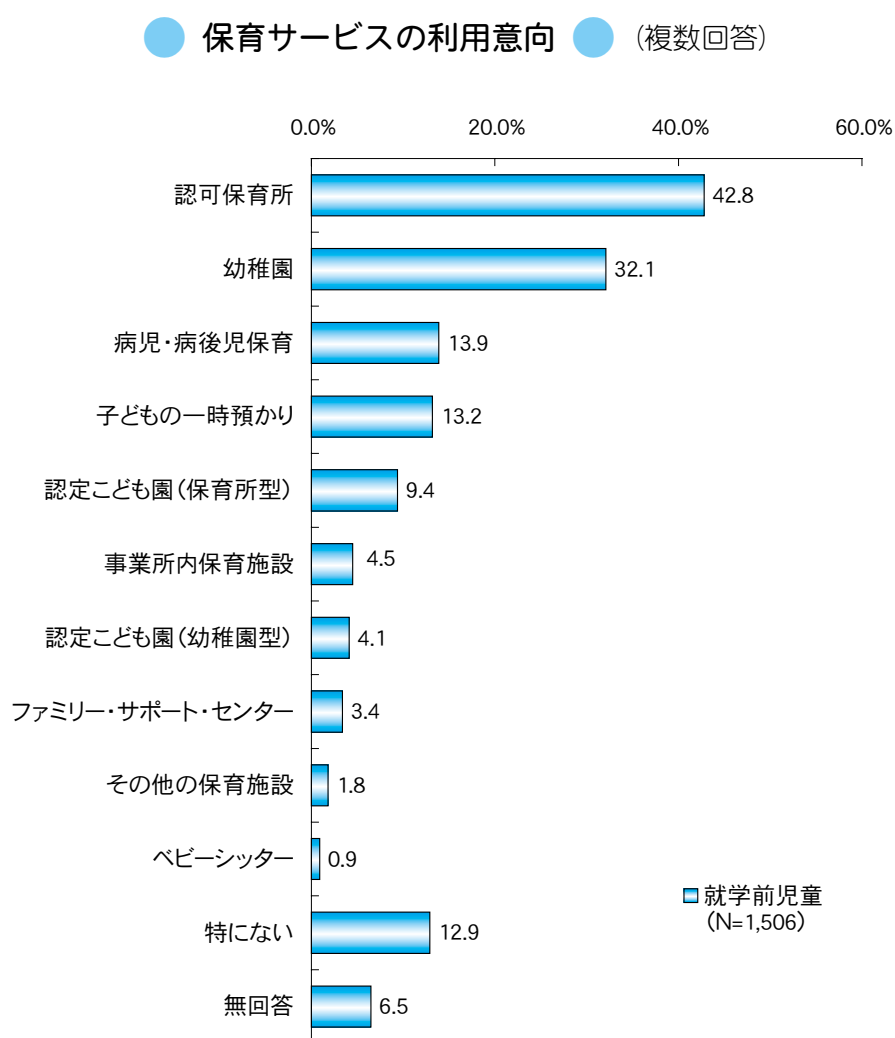


(3) 保育サービスの利用意向

① 保育サービスの利用意向

就学前児童の保護者が今後利用したいと思う保育サービスは、「認可保育所」(42.8%)が最も多く、次いで「幼稚園」(32.1%)となっています。

また、「病児・病後児保育」(13.9%)、「子どもの一時預かり」(13.2%)の利用意向もそれぞれ1割を超えています。



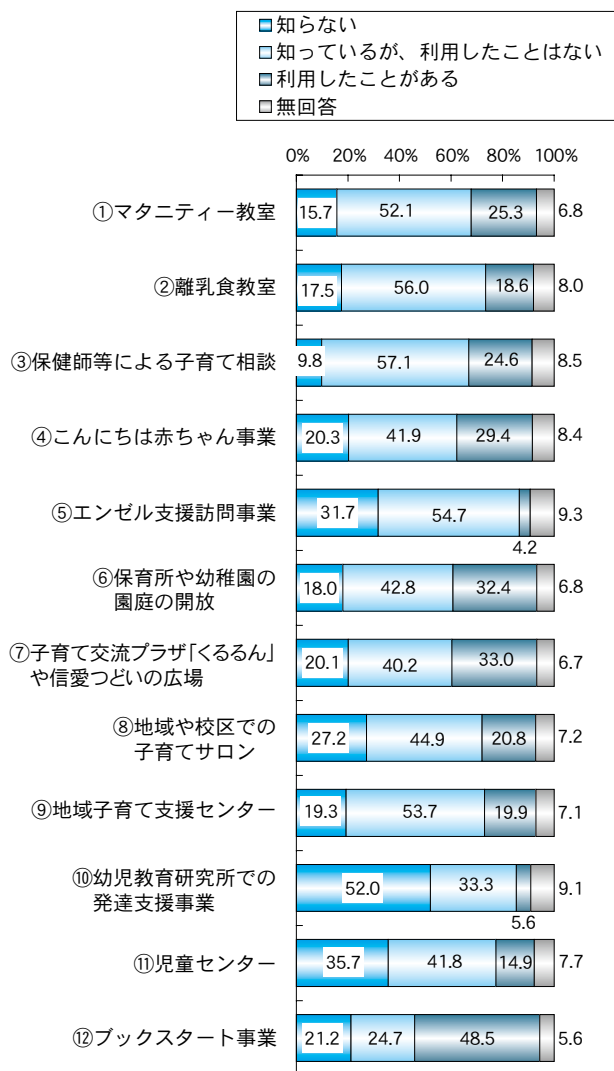
(4) 子育て支援サービスの認知度・利用状況・満足度等

① 就学前児童対象子育て支援サービスの認知度・利用状況・満足度

就学前児童を対象とした子育て支援サービスのうち、利用率（『利用したことがある』の割合）が高いサービスは「ブックスタート事業」（48.5%）、「子育て交流プラザ『くるるん』や信愛つどいの広場」（33.0%）、「保育所や幼稚園の園庭の開放」（32.4%）等となっています。

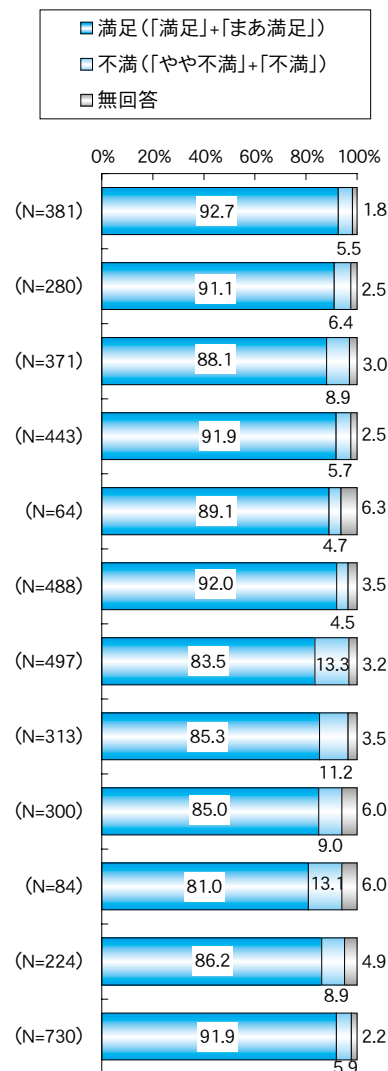
また、利用者のサービス満足度は全般的に高く、特に「マタニティー教室」（92.7%）や「保育所や幼稚園の園庭の開放」（92.0%）等で高くなっています。

● 子育て支援サービスの認知度・利用状況 ●



※認知度・利用状況は全て（N=1,506）

● 子育て支援サービス利用者の満足度 ●

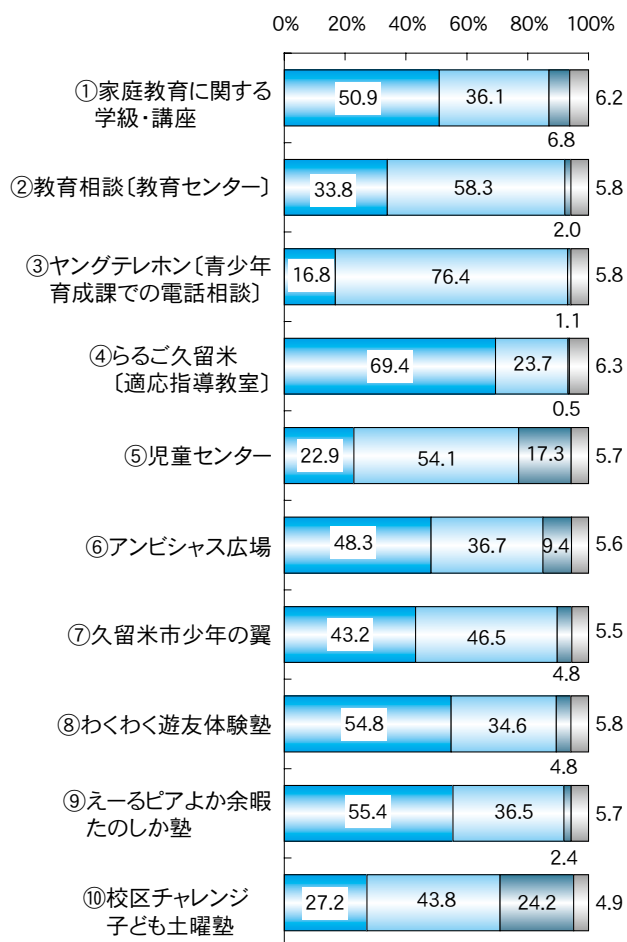
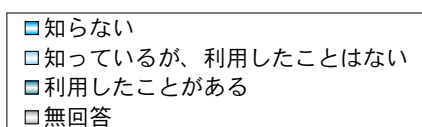


② 小学生対象子育て支援サービスの認知度・利用状況・満足度

小学生を対象とした子育て支援サービスのうち、利用率（『利用したことがある』の割合）が高いサービスは「校区チャレンジ子ども土曜塾」（24.2%）や「児童センター」（17.3%）となっています。

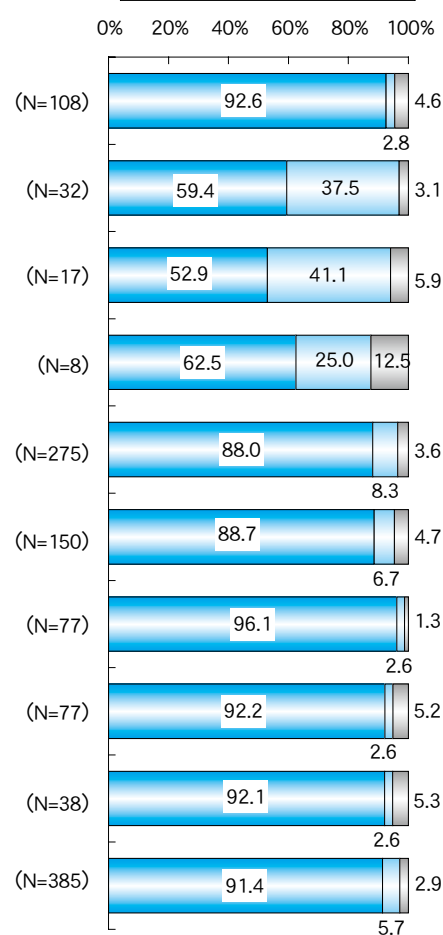
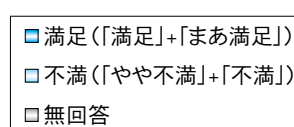
また、利用者のサービス満足度は「久留米市少年の翼」（96.1%）や「家庭教育に関する学級・講座」（92.6%）等で高くなっています。

子育て支援サービスの認知度・利用状況



※認知度・利用状況は全て（N=1,593）

子育て支援サービスの利用者の満足度

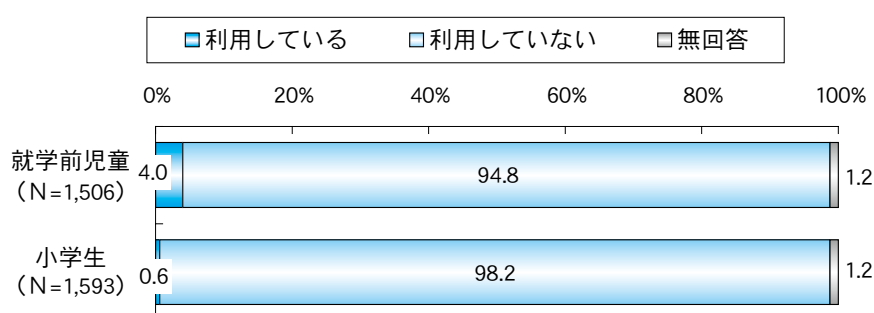


③ ファミリー・サポート・センターの利用状況・利用していない理由

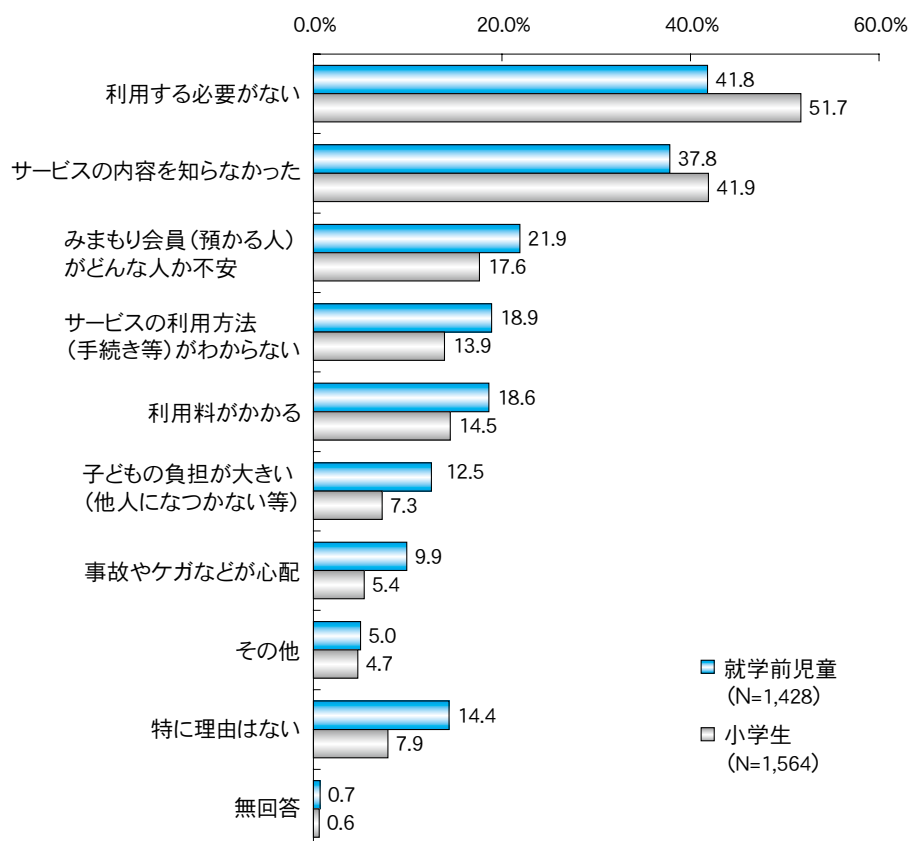
ファミリー・サポート・センターの利用者は、就学前児童：4.0%、小学生：0.6%と1割を満たしません。

また、未利用者の利用していない理由については、就学前児童・小学生ともに「利用する必要がない」（就学前児童：41.8%、小学生：51.7%）が最も多く、次いで「サービスの内容を知らなかった」（就学前児童：37.8%、小学生：41.9%）、「みまもり会員（預かる人）がどんな人か不安」（就学前児童：21.9%、小学生：17.6%）となっています。

● ファミリー・サポート・センターの利用状況 ●



● ファミリー・サポート・センターを利用していない理由 ● (複数回答)



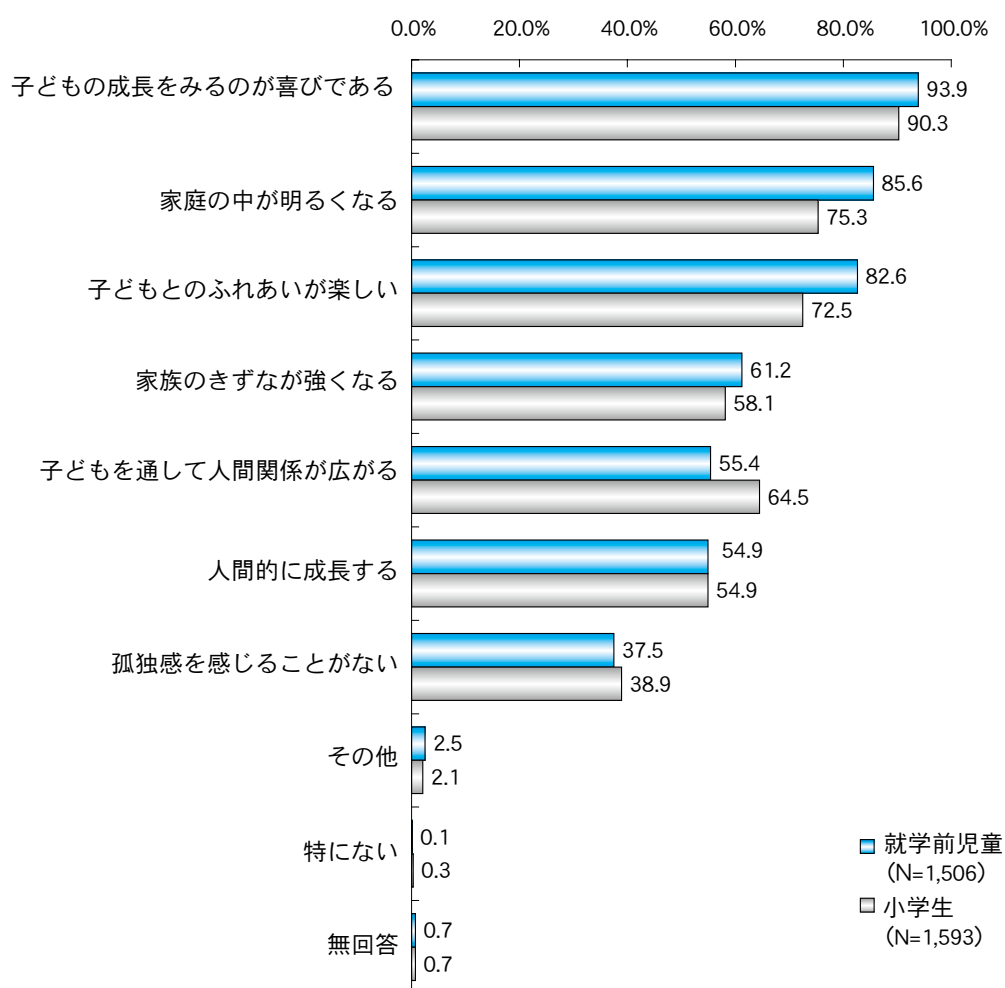
(5) 子育てに対する意識等

① 子育てをしていて良かったことや喜びを感じたこと

子育てをしていて良かったことや喜びを感じたことは、就学前児童・小学生ともに「子どもの成長をみるのが喜びである」(就学前児童：93.9%、小学生：90.3%)が最も多く、次いで「家庭の中が明るくなる」(就学前児童：85.6%、小学生：75.3%)、「子どもとのふれあいが楽しい」(就学前児童：82.6%、小学生：72.5%)となっています。

また、「特にない」は就学前児童で0.1%、小学生で0.3%であり、子育てについて喜びを感じている保護者が大半であることがわかります。

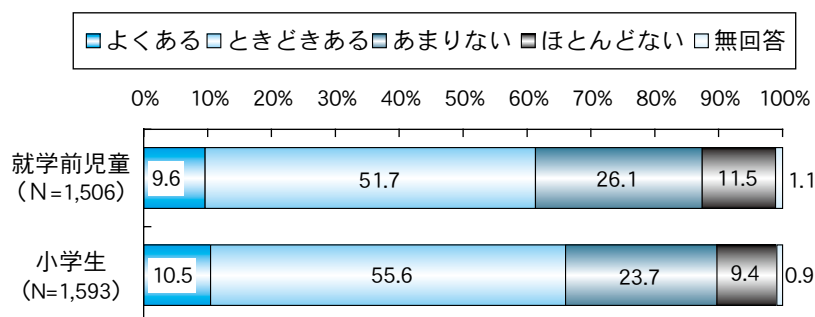
● 子育てをしていて良かったことや喜びを感じたこと ● (複数回答)



② 子育てに困難を感じること

子育てに困難を感じることは、就学前児童・小学生ともに「ときどきある」（就学前児童：51.7%、小学生：55.6%）が過半数を占めて最も多く、これに「よくある」（就学前児童：9.6%、小学生：10.5%）をあわせると、子育てに困難を感じる人がそれぞれ6割を超えています（就学前児童：61.3%、小学生：66.1%）。

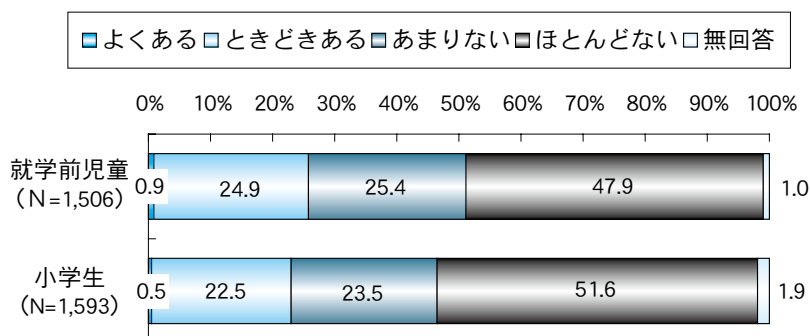
● 子育てに困難を感じること ●



③ 子どもを虐待しているのではないかと思った経験

子どもを虐待しているのではないかと思った経験について、就学前児童・小学生ともに「ほとんどない」（就学前児童：47.9%、小学生：51.6%）が半数前後を占めて最も多いものの、「よくある」（就学前児童：0.9%、小学生：0.5%）と「ときどきある」（就学前児童：24.9%、小学生：22.5%）をあわせると、子どもを虐待していると思うことがある人もそれぞれ2割以上います（就学前児童：25.8%、小学生：23.0%）。

● 子どもを虐待しているのではないかと思った経験 ●



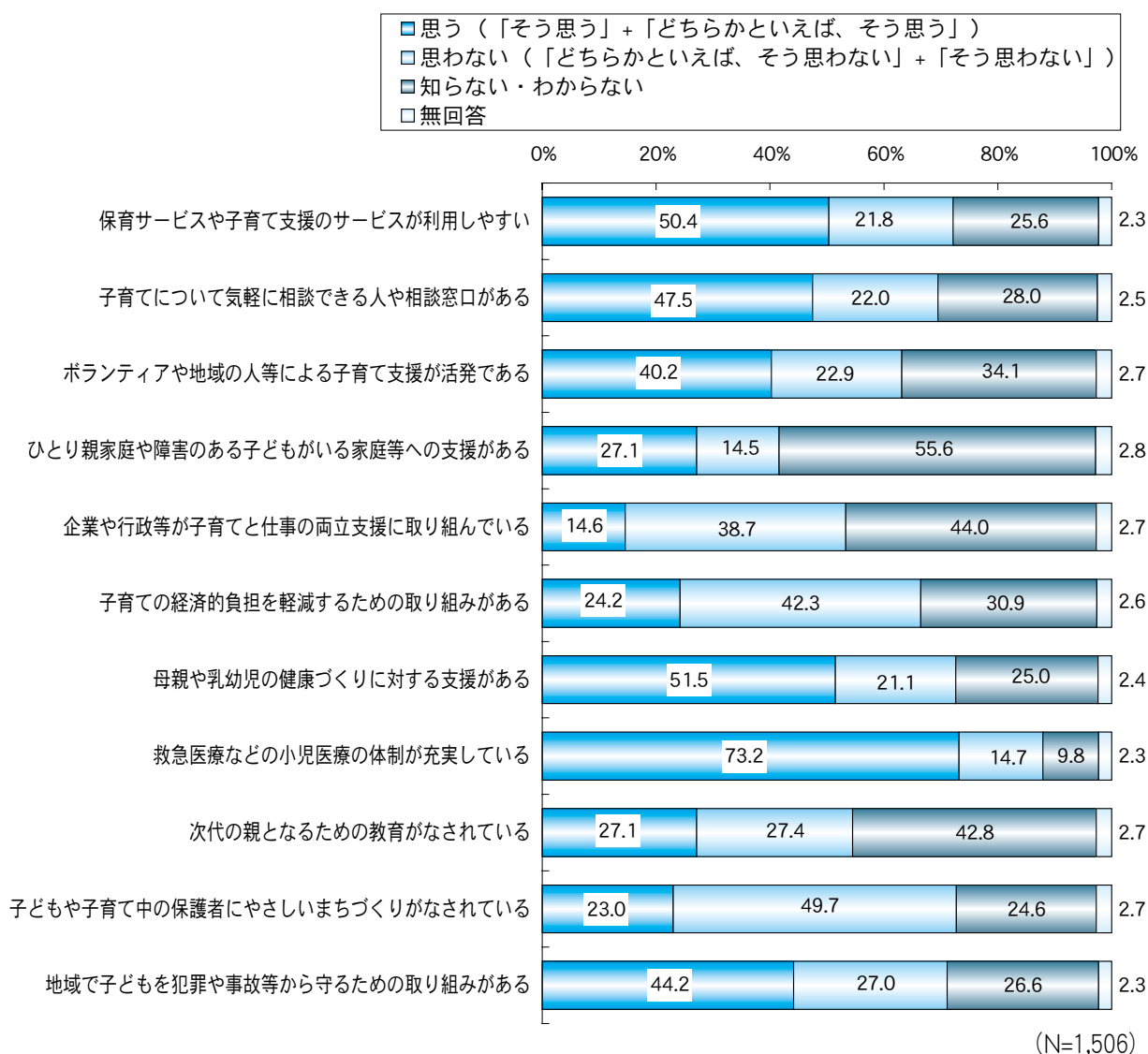
(6) 久留米市の子育て環境に対する評価

① 就学前児童保護者の子育て環境に対する分野別評価

久留米市の子育て環境について、評価している人の割合（『思う』の割合）が最も高い項目は、「救急医療などの小児医療の体制が充実している」（73.2%）であり、以下「母親や乳幼児の健康づくりに対する支援がある」（51.5%）や「保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすい」（50.4%）についても、過半数の人が評価しています。

一方、評価していない人の割合（『思わない』の割合）は、「子どもや子育て中の保護者にやさしいまちづくりがなされている」（49.7%）や「子育ての経済的負担を軽減するための取り組みがある」（42.3%）で高く、4割以上の人が評価していません。

● 就学前児童保護者の子育て環境に対する分野別評価 ●

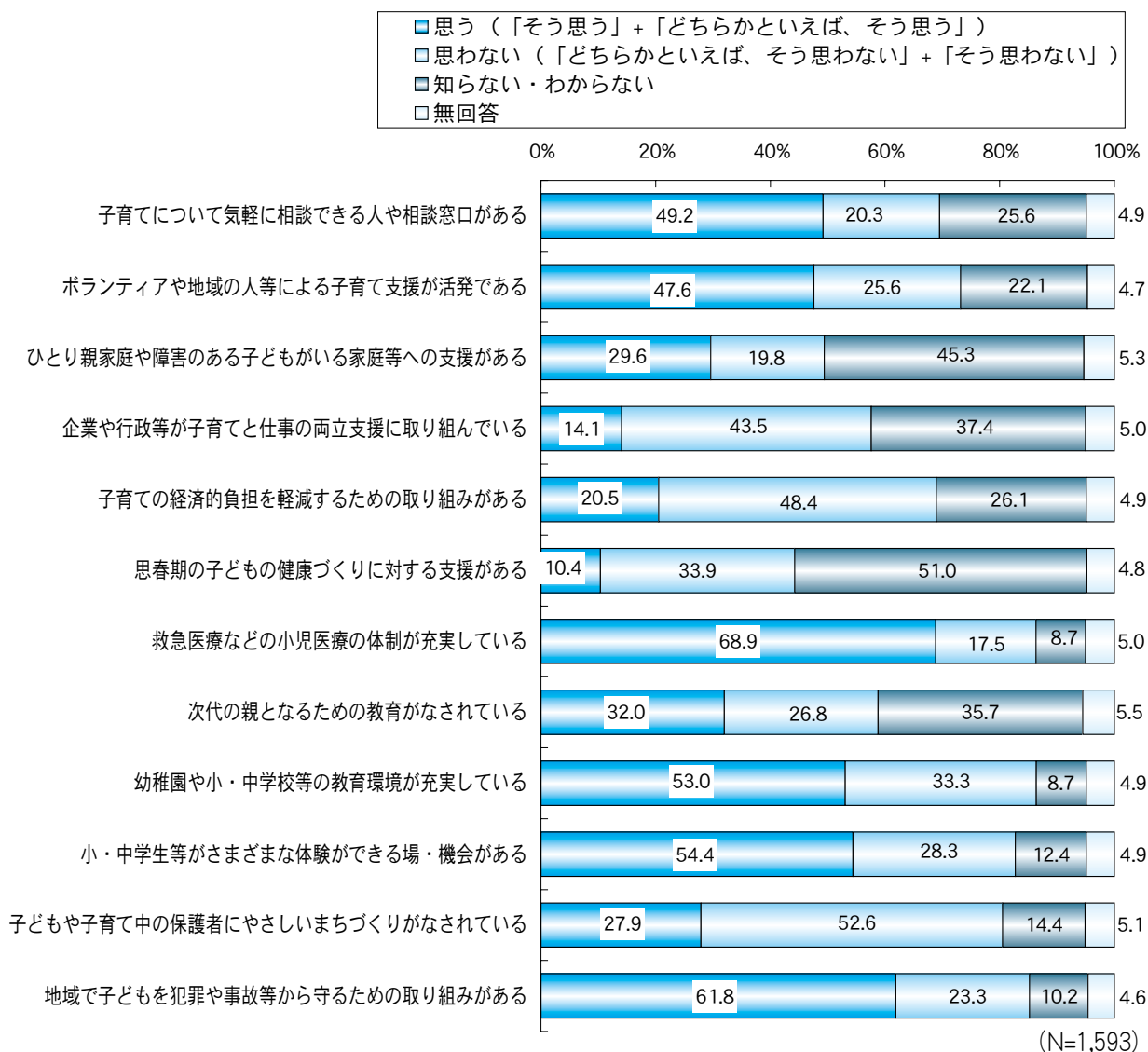


② 小学生保護者の子育て環境に対する分野別評価

久留米市の子育て環境について、評価している人の割合（『思う』の割合）が最も高い項目は、「救急医療などの小児医療の体制が充実している」（68.9%）であり、以下「地域で子どもを犯罪や事故等から守るための取り組みがある」（61.8%）や「小・中学生等がさまざまな体験ができる場・機会がある」（54.4%）、「幼稚園や小・中学校等の教育環境が充実している」（53.0%）についても、過半数の人が評価しています。

一方、評価していない人の割合（『思わない』の割合）は、「子どもや子育て中の保護者にやさしいまちづくりがなされている」（52.6%）や「子育ての経済的負担を軽減するための取り組みがある」（48.4%）、「企業や行政等が子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる」（43.5%）で高く、4割以上の人々が評価していません。

● 小学生保護者の子育て環境に対する分野別評価 ●

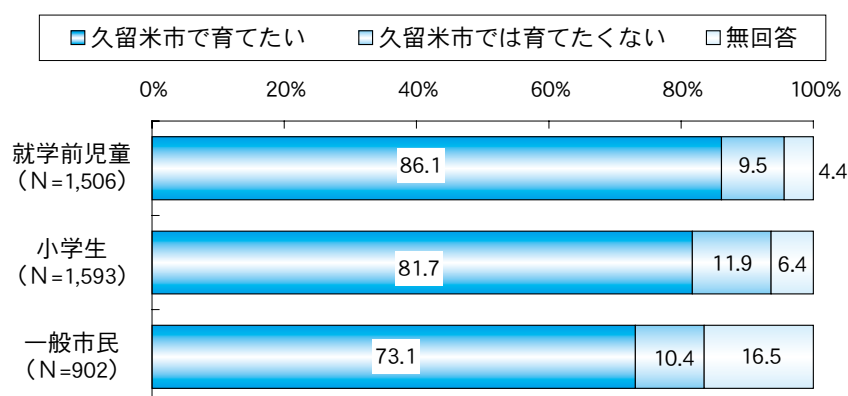


③ 久留米市での子育て意向

久留米市での子育て意向については、就学前児童・小学生の保護者の8割以上（就学前児童：86.1%、小学生：81.7%）、一般市民の7割強（73.1%）が久留米市で子どもを育てたいと考えています。

また、前期計画策定に際して実施した平成15年度の前回調査と比較すると、久留米市で子どもを育てたいと考える人は、就学前児童・小学生・一般市民ともに8～15ポイント程度高まっています。

● 久留米市での子育て意向 ●



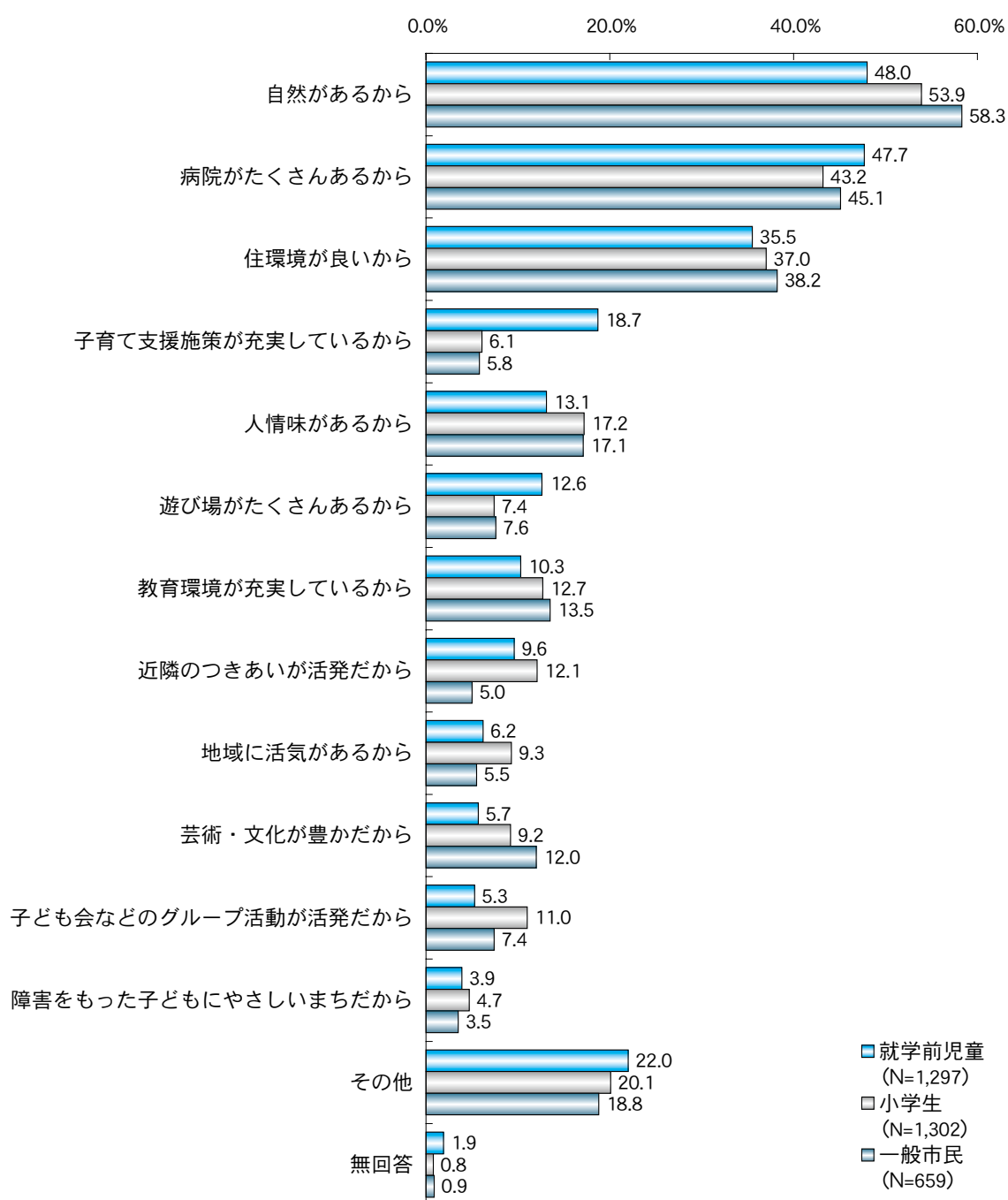
● 久留米市での子育て意向（前回調査との比較） ●

		久留米市で 育てたい	久留米市では 育てたくない	無回答
就学前児童	前回調査	72.2%	17.0%	10.8%
	今回調査	86.1%	9.5%	4.4%
小学生	前回調査	73.4%	15.6%	11.0%
	今回調査	81.7%	11.9%	6.4%
一般市民	前回調査	57.5%	15.1%	27.4%
	今回調査	73.1%	10.4%	16.5%

④ 久留米市で子どもを育てたいと思う理由

久留米市で子どもを育てたいと思う理由は、就学前児童・小学生の保護者、一般市民に共通して「自然があるから」（就学前児童：48.0%、小学生：53.9%、一般市民：58.3%）、「病院がたくさんあるから」（就学前児童：47.7%、小学生：43.2%、一般市民：45.1%）、「住環境が良いから」（就学前児童：35.5%、小学生：37.0%、一般市民：38.2%）が上位1～3位を占めています。

● 久留米市で子どもを育てたいと思う理由 ● (複数回答)

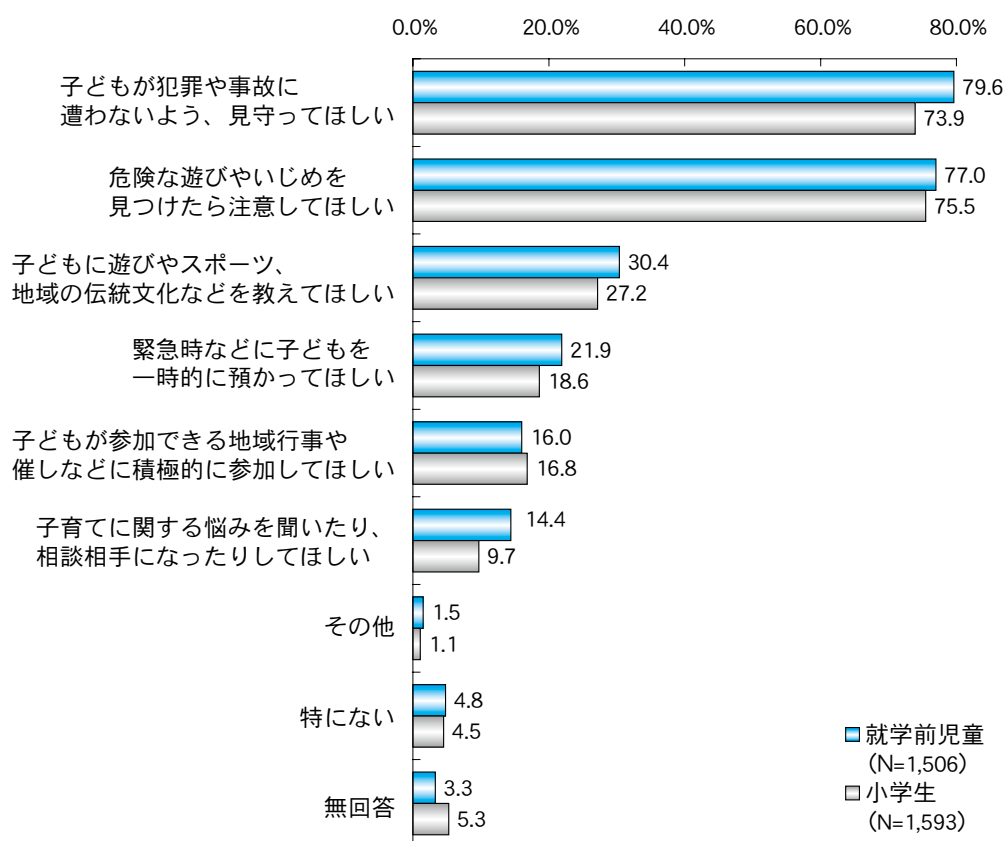


(7) 子育て支援として地域・行政に期待すること

① 子育て支援として地域の人に期待すること

子育て支援として地域の人に期待することは、就学前児童・小学生ともに「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」（就学前児童：79.6%、小学生：73.9%）、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」（就学前児童：77.0%、小学生：75.5%）等の安全確保に関することがそれぞれ7割以上と多くなっています。

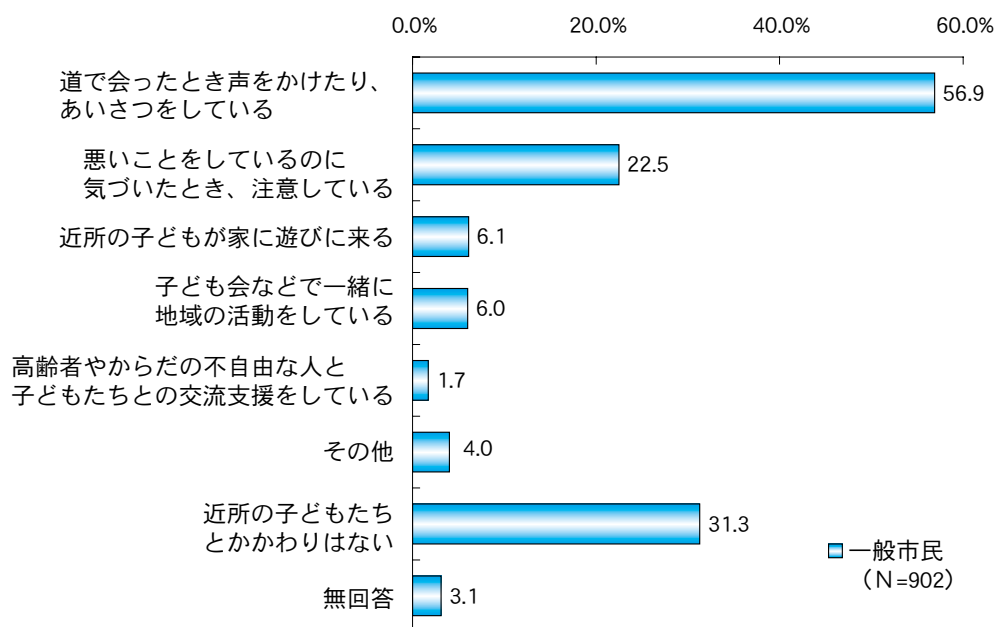
● 子育て支援として地域の人に期待すること ● (複数回答)



② 一般市民の地域の子どもたちとの関わり

一般市民の地域の子どもたちとの関わりについては、「道で会ったとき声をかけたり、あいさつをしている」が6割弱（56.9%）で最も多く、次いで「近所の子どもたちとかかわりはない」（31.3%）、「悪いことをしているのに気づいたとき、注意している」（22.5%）となっています。

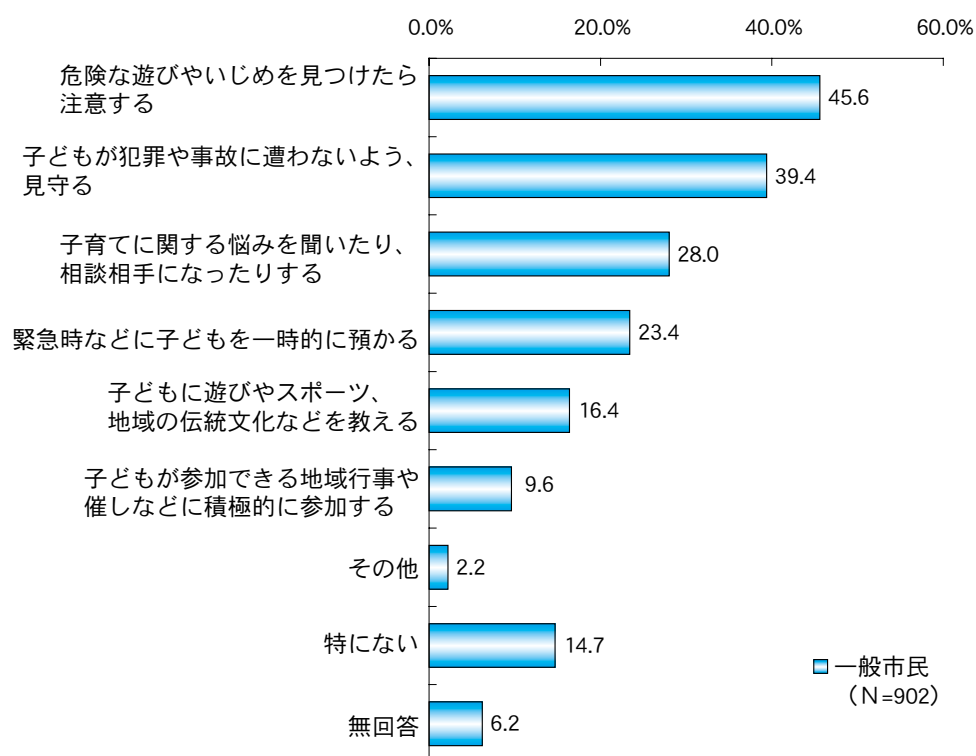
● 一般市民の地域の子どもたちとの関わり ● （複数回答）



③ 一般市民の子どもや子育て家庭への支援としてできること

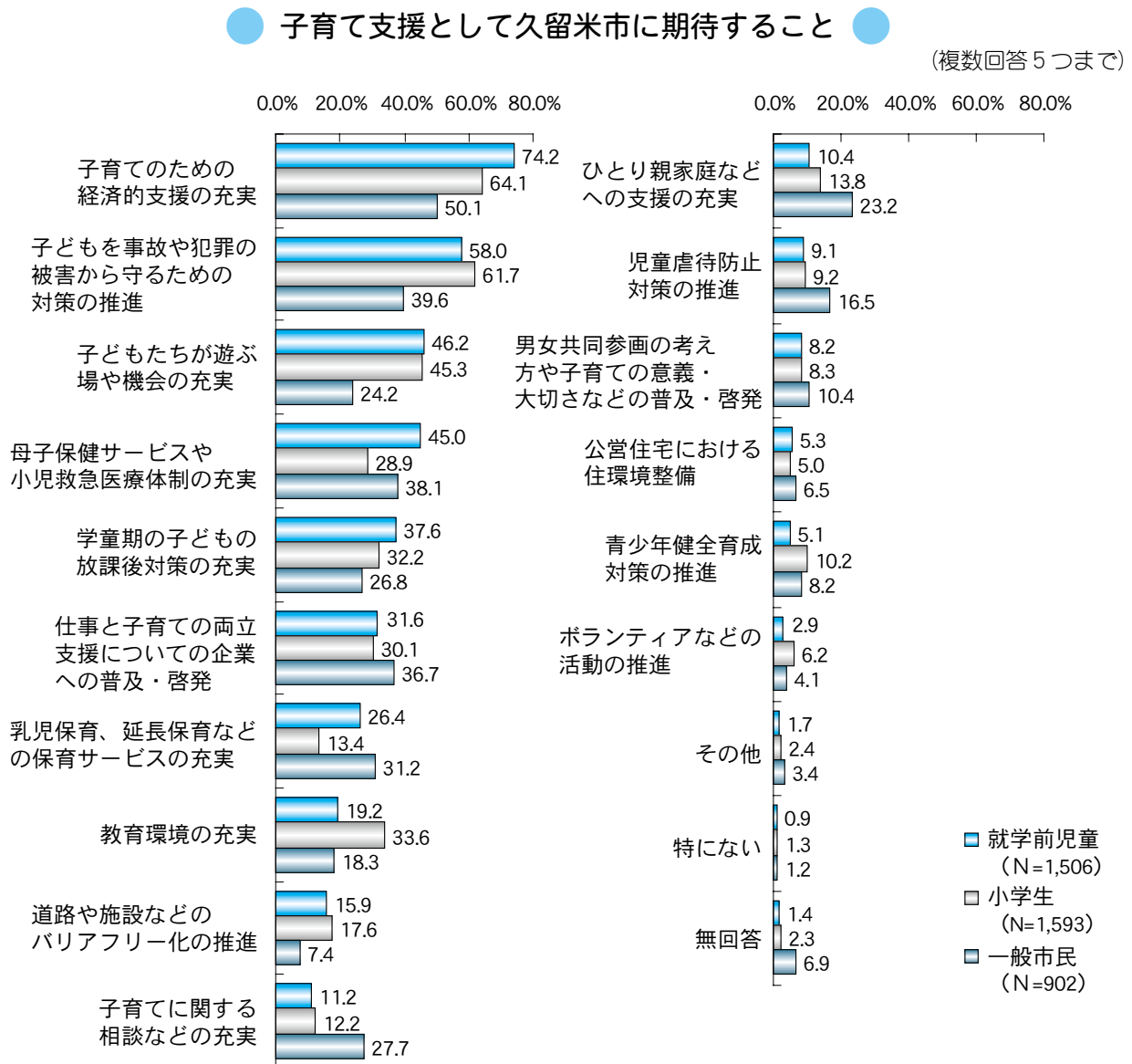
一般市民が子どもや子育て家庭への支援としてできることは、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意する」(45.6%) が最も多く、次いで「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守る」(39.4%) となっています。また、これらの子どもの安全確保等に関する内容は、前述の就学前児童・小学生の保護者が地域の人に期待することとしても上位にあがっており、支援する側・される側の両方で割合が高くなっています。

● 一般市民の子どもや子育て家庭への支援としてできること ● (複数回答)



④ 子育て支援として久留米市に期待すること

子育て支援として久留米市に期待することでは、就学前児童・小学生の保護者・一般市民に共通して、「子育てのための経済的支援の充実」（就学前児童：74.2%、小学生：64.1%、一般市民：50.1%）や「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」（就学前児童：58.0%、小学生：61.7%、一般市民：39.6%）などが上位にあがっています。



3 グループインタビュー・ワークショップ結果

(1) 関係団体グループインタビュー

平成21年8月に実施したグループインタビューの結果は以下のとおりです。

● 出席団体一覧 ●

実施日	出席団体名
平成21年8月20日（木）	●mon・ma（マンマ） ●ポップコーン ●プレイベアーズ ●Three Loves ●わいわいネ！ット
平成21年8月21日（金）	●ママの会 alors（アロール） ●ベアーズ ●Vent doux net（ヴァン ドゥ ネット） ●ツインズクラブ ●さらだ

① 市の子育て環境に対する評価（よい点）

- 子育て支援センターやくるるん等、子育てに関する相談・支援窓口が多く、コミュニティセンターでの子育て教室等の身近な地域での子育て支援も充実してきたことが評価されている。
- くるるんや児童センター、公園等、親子が集える場、遊び場が多い（以前より充実した）ことが評価されている。
- その他、小児医療体制やエンゼル応援隊等が評価されている。

【主な意見】

- 子育てに関する相談・支援窓口が多い。
 - ・地域子育て支援センター、くるるん、幼児教育研究所 等
- 親子が集える場や子どもの遊び場、イベントが多い。
 - ・くるるん、児童センター、くるめウス、青少年科学館、鳥類センター、公園 等
- 身近な地域での子育て支援が充実している。
 - ・地域子育て支援センター、コミュニティセンターでの子育て教室 等
- 子育てに関する情報提供が豊富であり、迅速に提供されている。
 - ・子育てマップがあり、転入者等でも情報入手が容易。
 - ・子育てマップを市民と協働して作成している。
- 子育て支援施策や子育て環境が全般的に充実している。
 - ・エンゼル応援隊（転入者等、親族の支援が受けられない保護者の不安・負担軽減に有効）
 - ・小児医療体制
 - ・サークル等に対する助成制度
 - ・各種講座での託児（えーるピア、くるるん等） 等

② 市の子育て環境に対する評価（改善すべき点・課題解決のために必要なこと）

- 相談・支援窓口や遊び場等について、機能・内容充実や、質の向上、利用しやすいしくみづくりが求められている。
- 就学前児童に比べて、就学後の施策が少ないとの指摘が多い（相談窓口、遊び場、教育環境の充実等）。少人数学級（35人学級）に対する要望が強い。
- 子育て支援施策全般について、利用者の声を聞き、各種サービスや施設等の改善に反映させるしくみづくりが必要とされている。

【主な意見】

●子育てに関する相談・支援窓口の機能充実、対応者の資質向上

- ・要フォロー児や障害児に対する相談への配慮が必要。窓口職員や教師の専門知識の習得、接遇の改善等のスキルアップを望む（発達に不安を感じている保護者は職員の一言で不安になる）。
- ・幼児教育研究所は、要フォロー児童が増加しており、スタッフ増員や資質向上が必要。また、働いている保護者が相談・支援を受けづらい。
- ・各相談窓口の職員が虐待の知識・対応スキルを持って声かけができるようになってほしい。

●小学生以上の子どもに対する相談・支援の充実

- ・就学前に比べて、就学後の相談窓口が少ない。思春期等、就学後も子育ての悩みは多い。
- ・就学前から成人するまでの継続した相談支援が必要である。

●身近で安全に利用できる遊び場づくり

- ・子どもの遊び場は多いが遊びにくい場所も多い（汚く、危険な公園等）。
- ・中心部だけでなく、周辺地域にも施設・遊び場を増やしてほしい。
- ・就学前に比べて、小・中学生が遊べる場やイベントが少ない。
- ・自然環境や学校等の地域資源を有効に活用した遊び場・体験活動ができないか（農業体験等）。
- ・遊び場や各種イベント企画の際は、利用対象となる人の意見を聞き、真に利用しやすいものとなるよう留意することが必要である（遊びづらい公園や制約の多いイベントがある）。

●地域での子育て支援の活性化

- ・退職者等の地域の人材に子育て支援に関わってもらえるしくみづくりが必要である（特に男性）。
- ・シニアネットと子育てサークル等、世代の異なる団体が連携し、世代間交流や地域行事を協働で実施してはどうか。
- ・地域の中でのキーパーソンづくりや地域活動の活性化は地域主体で進められるので、行政は先進事例の提供や交流・連携のきっかけづくり、施設の場の提供等の支援を行ってほしい。

●保育サービスの充実

- ・一時預かり事業を充実してほしい（法改正により一時預かり事業を廃止する保育園が増えた）。
- ・学童の一時預かりがほしい。くるるんで小学生も預かってほしい。
- ・学童保育の利用条件を見直してほしい（４年生に進学した直後の春休み〔4/1以降〕までは利用できるようにしてほしい、長期休暇中は対象年齢を小学６年生までにしてほしい）。
- ・病児・病後児対応サービスを充実してほしい（病児・病後児保育の充実、ファミサポでの病後児対応等）。
- ・エンゼル応援隊はたいへん有効なサービスであるので、対象年齢の延長・弾力化等の充実を図ってほしい（利用料があがってもよいので、２～３歳まで対象年齢を延長してほしい）。
- ・公的な保育・就学前教育を充実してほしい（公立の保育所や幼稚園が少ない）。

●教育環境の充実

- ・小・中学校での少人数学級（35人学級）を全学年で早急に実現してほしい。
- ・小・中学校等の教育環境を充実してほしい（施設老朽化対策、エアコン設置 等）。

●障害児対策の充実

- ・障害児支援施策は充実されてきているが、相談対応者、教師等のスキルアップ・接遇改善が必要である。
- ・障害児の保育園入所にあたっての就労条件を廃止してほしい（特区申請等）。
- ・障害等の早期発見・早期支援のために、相談窓口間の更なる連携が必要（医師等の外部関係者と障害者福祉課、保健師等の関係者の連携強化）。また、一貫した支援の推進を。
- ・障害児が参加できるイベント等を増やしてほしい（子育てフォーラムへの養護学校生徒参加等）。

●子育てに関する情報提供の充実

- ・子育てに関する情報提供・家庭教育に関する啓発は、さまざまなタイミング・手段で実施することが必要である（妊娠期／産婦人科・小児科等との連携、出産後／母子手帳配布や健診時等での資料配布 等）。
- ・働いている保護者は子育て関連施設・サービスを知らない人が多い。もっと広報が必要。
- ・市の子育てマップは公的情報のため限界がある。サークル等の団体に委託して団体の責任編集でもっと自由な情報提供ができないか。
- ・ホームページがわかりにくい。

●小児救急医療対策の充実

- ・救急医療機関は、夜間も急患が多く、待ち時間が長い。
- ・急病時に医療機関に行くべきか適切に判断できるよう、講習会等で情報提供してほしい（症状別の対応フロー等のわかりやすいマニュアル等）。

●ワーク・ライフ・バランスに関する啓発・支援の充実

- ・育児休業を取得した父親についての情報提供・広報をして啓発してほしい。
- ・企業・事業所に対しても市の子育て支援施策の情報を提供してはどうか（企業等への啓発だけでなく、企業から従業員への情報提供も期待できる）。

- ・行政でワークシェアを進め、子育て中の保護者を雇用してほしい。

●子育てにやさしいまちづくり

- ・道路環境が危険なところが多い（道が狭い、歩道がない、ベビーカーで通りづらい 等）。

●利用者ニーズを踏まえた子育て支援施策の推進

- ・公園の問題点等を行政のどこに相談したらよいかわからない。利用者の声を聞き、各種サービスや施設等の改善に反映させるしくみづくりが必要である（遊び場・公園づくりの際には周辺の保護者の声を聞く、行政窓口アンケート票を置く 等）。

●その他

- ・次世代育成支援対策にもっと財源を投入してほしい。
- ・行政職員は地域の関係者からの意見聴取や先進地視察等を行い、よりよい施策が実施できるように取り組んでほしい。

③ 前期計画書について（感想・わかりやすさ等）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">■前期計画書については、具体的事業が多数掲載されている等、一定の評価は得ている。■計画内容や進捗状況の周知と、目標の具体化（数値目標の設定）が求められている。 |
|--|

【主な意見】

- 子育て関連施策が多数あることを知らなかった。充実した内容である。
- 数値目標がないものもあり、実効性に疑問がある。
- 各施策の達成度が知りたい。

(2) 第4回 くるめ 子ども・子育てフォーラム ワークショップ

平成21年11月8日に開催した「第4回 くるめ 子ども・子育てフォーラム」において、『あなたと描く「くるめ・子育て環境未来図」～くるめ 子ども・子育てプランを考える～』と題したワークショップを実施しました。

● ワークショップの概要 ●

開催日時	平成21年11月8日（日）午前10時～12時
開催場所	えーるピア久留米
参加者数	15名
ファシリテーター	NPO法人 ル・バトー代表 田町菜穂子
目的	①次世代育成支援行動計画の存在を身近に感じてもらい、後期計画を作成するにあたり、広く市民からの意見をうかがう機会とする。 ②率直な個別の展望を披露してもらい、今後の望ましい未来像について意見交換を行う。

① テーマ1 久留米で子育てするうえで不足しているもの、必要なものについて

- ・行政の広報、PRの改善を。子育て支援情報が市民に届いていない。
- ・育児の悩みを抱え、家にこもり外出しない親を把握しケアすることが重要。
- ・就学前の子育て支援は充実しているので、就学後（学童保育など）の充実を。
- ・「命の大切さ、弱者の立場をわかる気持ち」を教育や家庭でのしつけを行うべき。
- ・小学校になると友達関係などでの悩みが増えてくるので、学校に相談窓口があればよい。
- ・ワーク・ライフ・バランスは企業だけの取り組みでは実現不可能。行政が強制力をもって推進を。
- ・学校が地域に開かれてほしい。校庭を開放し地域の拠点に。
- ・市役所も縦割行政ではなく全庁的に取り組むべき。教育委員会も巻き込んでほしい。
- ・たくさんの事業を行うより、親が本当に実現してほしい施策を一つずつ実現してほしい。
- ・病児保育サービスを改善してほしい。予約なし、無料で利用できるように（保育料を毎月払っているのに、病気の際は別途料金を支払わないといけない）。
- ・ひとり親世帯でも両親世帯と同じように働ける環境を作って欲しい。
- ・延長保育など保育サービスが充実するのはいいが、子どもにとって良いことなのか？（生活リズムが崩れる心配も）

② テーマ2 これからの子育てに必要なもの（グループ発表）

- ・行政の広報・PRの効果的な手段、手法の検討。企業への情報提供。
- ・障害児への理解促進。産前からの育児情報提供。
- ・学校の先生が教育だけでなく「子育てを担っている」という意識を持つこと。
- ・「食」に対する意識を高める。
- ・DV被害者の育児支援（安心して子育てや生活できる環境整備を）。
- ・企業への育児支援の費用補助。
- ・小学生が放課後に集まる場所の確保。
- ・行政の全体的な取り組み（縦割ではなく全庁的な取り組みを）。
- ・子育ては親と家族だけで行うものではなく地域全体で行うという意識を。
- ・行政と市民で直接話し合える機会。

③ テーマ3 実現可能な施策を考える

- ・学校の校庭の開放を行い、放課後の子どもの居場所を確保する。地域の高齢者を招いて多世代交流の場所とし、地域コミュニティの核にする。空き教室の有効活用や退職者の有効活用につなげる。
- ・先生は学校の中だけの問題ではなく、家庭、地域全体への配慮が必要。
- ・子育てを家族、親だけが行うのではなく地域全体で育てる意識を持つこと。



4 「子どもの権利条約」(児童の権利に関する条約)

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、18歳未満のすべての子どもの基本的人権を国際的に保障するために、平成元年に国際連合の総会において採択され、日本は、平成6年にこの条約を批准しました。この条約は54条からなっており、子どもの権利として大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。

○生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全、健やかに成長する権利を持っています。

○守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待などから守られなければなりません。また、障害をもつ子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

○育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得て自分の考えや信じる事が守られることも自分らしく成長するためにとても重要です。

○参加する権利

子どもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。その時には、家族や地域の一員としてルールを守って行動する義務があります。

5 計画策定の経緯等

(1) 計画策定の経緯

期 日	内 容
平成20年 10月27日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第1回）
11月6日	くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会（第5回）
11月14日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第1回）
平成20年 平成21年 12月5日～ 1月6日	次世代育成支援に関するニーズ調査の実施
3月24日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第2回）
3月26日	くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会（第6回）
4月16日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第2回）
8月5日	くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会（第7回）
8月6日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第3回）
8月18日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第3回）
8月20日～ 21日	グループインタビューの実施
10月27日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第4回）
10月29日	くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会（第8回）
11月5日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第4回）
11月8日	「第4回 くるめ 子ども・子育てフォーラム」開催 ・計画骨子案に関するワークショップの実施
11月25日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第5回）
11月30日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第5回）
12月4日	くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会（第9回）
12月11日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第6回）
平成21年 平成22年 12月22日～ 1月21日	行動計画原案に対するパブリックコメントの実施
3月8日	次世代育成支援行動計画策定調整会議（第6回）
3月10日	くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会（第10回）
3月24日	次世代育成支援行動計画策定委員会（第7回）

(2) くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づいて策定したくるめ 子ども・子育てプラン（以下「子ども・子育てプラン」という。）の推進に関し必要となる措置について協議するため、同法第21条の規定に基づき、くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項について必要な助言を行う。

- (1) 子ども・子育てプランに基づく施策の推進に関すること
- (2) 子ども・子育てプランの後期計画策定に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる分野又は団体等の関係者の中から市長が任命し、委嘱する委員で構成する。

- (1) 学識経験者、医療関係者、経済労働関係団体
- (2) 教育関係者、青少年育成支援団体
- (3) 福祉関係者、子育て支援団体
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子育て支援部子ども育成課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月6日から施行する。

(3) くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会委員名簿

選出区分	団体名等	役職等	氏名	備考
学識経験者	久留米大学	文学部社会福祉学科教授	菊 池 正 治	会長
	久留米信愛女学院短期大学	ビジネスキャリア学科教授	岡 部 千 鶴	
医療関係者	久留米医師会	理事	田 中 地 平	
	久留米歯科医師会	常務理事	大 石 真 大	
経済労働関係団体	久留米商工会議所	専務理事	古 賀 義 幸	
教育関係者	久留米市私立幼稚園協会	会長	藤 田 喜一郎	
	久留米市小学校父母教師会連合会	船越小学校	梯 朱 美	
福祉関係者	久留米市私立保育所連盟	総務委員	中 嶋 文 恵	
	久留米市民生委員児童委員協議会	上津校区主任児童委員	藤 井 まゆみ	
青少年育成団体	久留米市子ども会連合会	副会長	松 尾 克 己	
	久留米市青少年育成市民会議	城島支部長	原 学	
子育て支援団体等	子育て支援団体「ル・バトー」	代表	田 町 菜穂子	
	久留米男女共同参画推進ネットワーク	代表	永 延 桂 子	副会長
	チャイルドサポートたんぽぽぐみ	代表	池 田 幸 子	

(4) くるめ 子ども・子育てプラン（後期計画） 推進にあたっての提言について

平成22年 3 月

久留米市長 檜原 利則 様

くるめ 子ども・子育てプラン推進協議会
会長 菊池 正治

くるめ 子ども・子育てプラン（後期計画）推進にあたっての提言について

市におかれましては、くるめ 子ども・子育てプランの推進に精力的に取り組まれておりますことに深く感謝申し上げます。

本協議会は、くるめ 子ども・子育てプランの前期計画においては、関連施策の実施状況の点検・評価や対策についての検討を行い、後期計画策定にあたっては、これまで平成20年11月から平成22年 3 月までに計 6 回の協議会の中で、それぞれの立場から意見を申し上げてまいりました。

久留米市長におかれましては、本協議会における意見を十分に尊重し、本計画の基本理念である「子どもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、後期計画の着実な推進を図られるようお願いいたします。

なお、本協議会の後期計画原案に対する協議を終えるに際し、今後の計画推進にあたって、下記の項目を提言させていただきます。

記

1. 家庭をはじめ、地域、企業、行政が一体となって計画を進めていけるように各施策の広報周知、及び推進体制の充実に努めること。また、行政が子育て支援施策を推進するにあたって、関係部局が一体となって取り組んでいくこと。
2. 市民からの意見を参考に、計画の推進や各施策の充実・改善に努めること。
3. 計画を推進していくにあたって取り組む施策については、すべての子どもの幸せを第一に考えた上で、利用者の視点及びサービスの質に配慮すること。
4. 国の次世代育成支援に関わる抜本的な制度設計が検討されている中で、国の動向を注視し、子育て支援施策が充実される方向で柔軟に取り組んでいくこと。

(5) 次世代育成支援行動計画策定委員会等設置要綱

(設置目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく市町村行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するために、次の組織を設置する。

- (1) 次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）
- (2) 次世代育成支援行動計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）

(策定委員会)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 行動計画の策定に関すること
- (2) その他行動計画の策定に関し必要な事項に関すること

(策定委員会の組織及び会議)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。なお、委員長は必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

- 2 委員長は、市長をもって充て、副委員長は子育て支援部を所管する副市長をもって充てる。
- 3 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 策定委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

(調整会議)

第4条 調整会議は、策定委員会の所掌する事務を円滑に処理するため、策定委員会の委員長の指示を受け、策定委員会に提案する事項などについて協議し、又は調整するものとする。

- 2 調整会議は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。なお、幹事長は必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
- 3 調整会議の幹事長は子育て支援部次長を、副幹事長は教育部次長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 調整会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。
- 6 幹事長は、調整会議を代表し、会務を総理するとともに、協議の内容又は調整の経過及び結果について委員長に報告するものとする。

(検討部会の設置)

第5条 調整会議には、策定委員会の委員長の承認を得て、必要な検討部会を置くものとする。

(庶務)

第6条 策定委員会及び調整会議の庶務は、子育て支援部子ども育成課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

- 2 策定委員会及び調整会議並びに検討部会等は、行動計画の策定の完了をもつて解散する。

附 則

この要綱は、平成15年9月9日より施行する。

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成19年7月1日より施行する。

この要綱は、平成20年10月1日より施行する。

この要綱は、平成21年4月17日より施行する。

別表 1 策定委員会の構成

委員長	市長
副委員長	子育て支援部を所管する副市長
委員	企画財政部長 総務部長 市民部長 男女平等推進担当部長 健康福祉部長 保健所長 健康推進担当部長 子育て支援部長 商工労働部長 都市建設部長 文化観光部長 教育部長 田主丸総合支所長 北野総合支所長 城島総合支所長 三潴総合支所長

別表 2 調整会議の構成

幹事長	子育て支援部次長
副幹事長	教育部次長
幹事	企画調整課長 財政課長 総務部次長 人事厚生課長 市民部次長 健康福祉部次長 商工労働部次長 都市建設部次長 文化観光部次長